

廃棄物処理法の改正内容等について

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要
 - ・マニフェスト制度の強化
 - ・有害使用済機器の保管等に関する届出制度
 - ・親子会社による一体的処理の特例
 - ・その他(排出事業者責任)
- 2 秋田県産業廃棄物実態調査について
- 3 廃棄物処理に関する環境省の事業について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 現状と課題

(1)廃棄物の不適正処理事案の発生

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生



↓

<明らかになった課題>

- ①許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- ②電子マネIFESTの活用による、不適正事案の早期把握や原因究明等が必要

(2)雑品スクラップの保管等による影響

鉛等の有害物質を含む、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）等が、環境保全措置が十分に講じられないまま、破砕や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が発生。



↓

<明らかになった課題>

- こうした有価で取引され、廃棄物に該当しない雑品スクラップ等の保管等の際して、行政による把握や基準を遵守させることなど、一定の管理が必要

2. 改正法の概要

(1) 廃棄物の不適正処理への対応の強化

① 許可を取り消された者等に対する措置の強化 (第19条の10等)

市町村長、都道府県知事等は、**廃棄物処理業の許可を取り消された者等**が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して**必要な措置を講ずることを命ずること**等ができることとする。

② マニフェスト制度の強化(第12条の5)

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付けること**とする。

(2) 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け(第17条の2)

○人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、**雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器(有害使用済機器)**について、

- ・これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、**都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け**
- ・**処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加**等の措置を講ずる。

(3) その他

○親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、**廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることとする。**(第12条の7)

公布日	：平成29年6月16日
施行期日	2(1)②以外：平成30年4月1日
	2(1)②：平成32年4月1日

① マニフェスト制度の強化について

- マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を図るため、**マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。**(第27条の2)
 - ※ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- **特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者**※に、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付ける**こととする。(第12条の5第1項)

※：年間50トン以上特別管理産業廃棄物を排出する事業者を省令において規定

**※電子マニフェストに関する規定
2020年4月1日施行**

電子マニフェストの使用が義務付けられる者

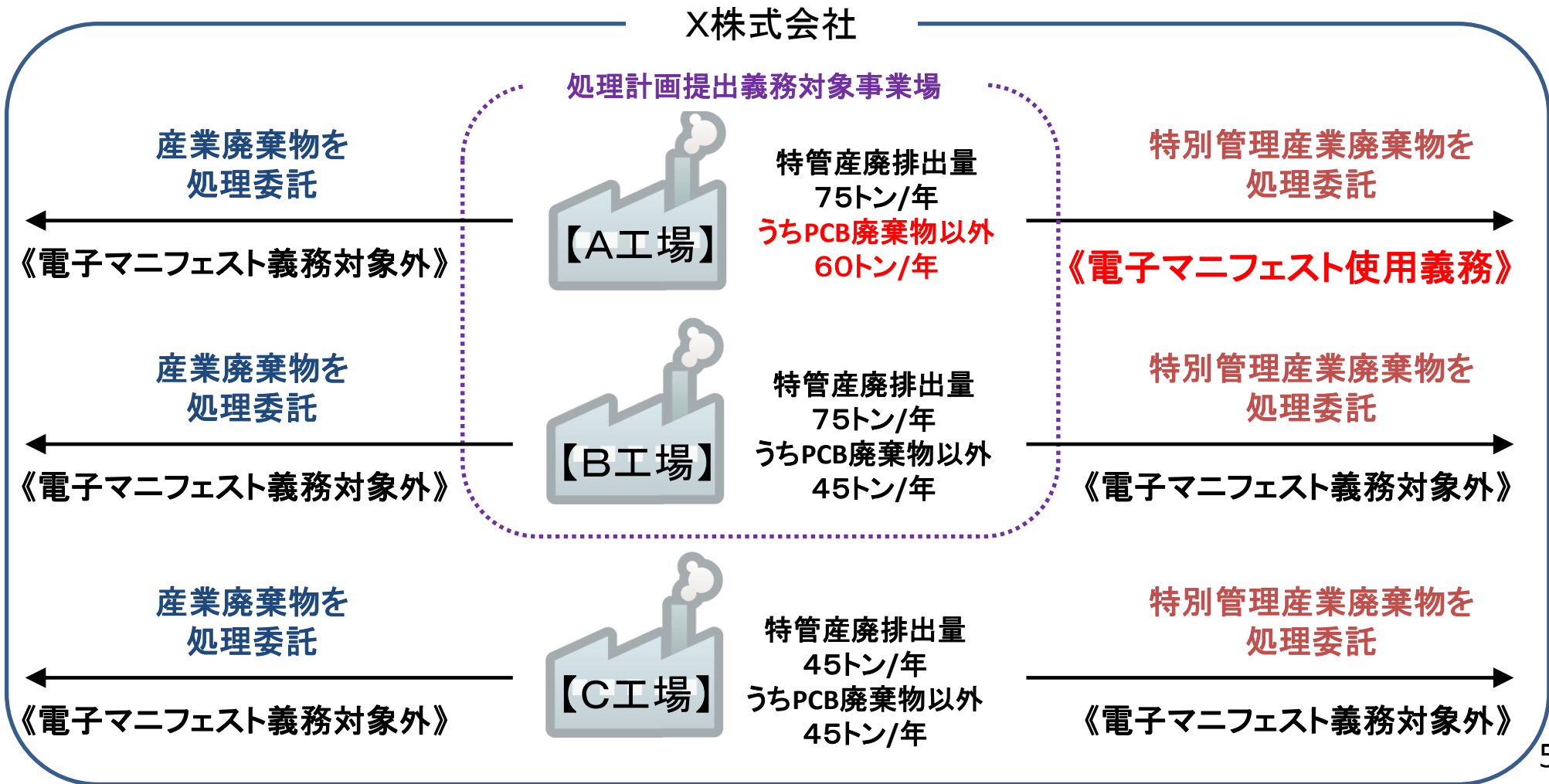
- 前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する**特別管理産業廃棄物の多量排出事業者**（PCB廃棄物は50トンの中に含めない。）とする。
- 電子マニフェスト使用義務がかかる排出事業者から、当該義務のかかった特別管理産業廃棄物の**処理を受託した電子マニフェスト導入済の収集運搬業者、処分業者にも使用義務**がかかる。

【趣旨】

- 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者は、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、6月30日までに都道府県・政令市に提出しなければならない。
- 都道府県・政令市は、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に基づき、次年度の電子マニフェスト使用義務者の判断を行う。
- PCB廃棄物は電子マニフェスト使用の義務対象には含めないこととし、PCB廃棄物を除くと50トン未満となる場合は、その事業場は、電子マニフェストの使用義務者から外れる。（その旨を特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に記載することとする。）

電子マニフェスト使用義務の対象（例）

- 複数事業場を有している場合、特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の排出量が年間50トン以上の**事業場**から排出する特別管理産業廃棄物のみに電子マニフェスト使用の義務がかかる。



電子マニフェストの登録が困難な場合

- 義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合
- 離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合
- 常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

【趣旨】

- 使用義務者が電子マニフェストの登録が著しく困難な場合は、電子マニフェストの登録に代えて紙マニフェストの交付が認められる。
- やむを得ない事由により紙マニフェストを交付した場合、マニフェストの「備考・通信欄」にその理由を記入することとする。

電子マニフェスト使用義務者の義務違反

電子マニフェスト使用義務者が、登録することが困難な場合に該当しないにも関わらず、紙マニフェストを交付した場合、**勧告→公表→命令→罰則**となる。

都道府県知事は、規定を遵守していないと認めるときは、適正な処理に関し**必要な措置を講ずべき旨の勧告**をすることができる。



都道府県知事は、勧告を受けた事業者等がその**勧告に従わなかったとき**は、その旨を**公表**することができる。



都道府県知事は、勧告を受けた事業者が、**勧告に従わなかった旨を公表された後**において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る**措置をとらなかったとき**は、その勧告に係る**措置をとるべきことを命ずる**ことができる。



命令に違反した場合、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、処理計画書に「電子マニフェストの使用に関する事項」を記載することとする。

※平成31年(2019年)4月1日施行

【趣旨】

- 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画は、PCB廃棄物を含め、年間50トン以上特別管理産業廃棄物を発生する事業場について、毎年6月30日までに提出しなければならない。
- 電子マニフェストの義務対象者になるか否かについては、計画書に記載する前年度の廃棄物の種類毎の発生量の合計値から判断する。(PCB廃棄物の発生量を除くと年間50トン未満となる場合は、義務対象者にはならない。)
- 義務対象者は、計画書に電子マニフェストの使用に関する事項(JWNETへの加入、電子マニフェスト対応処理業者との契約等)を記載する。
- PCB廃棄物を除くと年間50トン未満となる場合は、義務対象者とはならない旨を記載する。
- あらかじめ情報処理センターに登録することが困難な事由が明らかな場合は、その旨を記載する。(2020年6月30日期限提出分以降)

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画 実施状況報告

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、前年度の処理計画書の実施状況報告において、電子マニフェストの使用に関する事項について報告することとする。

※2020年4月1日施行

【趣旨】

- 特別管理産業廃棄物多量排出事業者は、処理計画に基づき行った取り組みについて、電子マニフェストの使用状況を含め、都道府県等に毎年6月30日までに報告しなければならない。
- 当該年度(前年度)の特別管理産業廃棄物の排出量がPCB廃棄物を除き50トン/年未満となる場合は、電子マニフェストの使用に関する欄にその旨を記載すること。
※翌年度は電子マニフェスト使用義務者ではなくなる。

施行までのスケジュール

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、平成30年度（2018年度）の特別管理産業廃棄物の排出量を把握し、平成31年度（2019年度）中に自らがJWNETに加入するとともに、特別管理産業廃棄物の処理委託先を電子マニフェストに対応した処理業者にしておく必要がある。

併せて、排出事業者や処理業者向けに、電子マニフェストの義務化の周知を行う。

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
多量排出事業者の準備		排出量の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○6/30 処理計画提出 ○7月～ JWNET加入 ○電子マニフェスト対応業者との契約 	○4/1 施行
業許可申請時の講習	電子マニフェスト義務化の周知			
特管産廃多量排出事業者への説明会	各都道府県において開催			
処理業者向け説明会	各都道府県において開催			

※この他、関係団体等と協力し、団体主催の説明会等でも周知を検討



電子マニフェスト普及拡大事業

平成30年度予算(案)
99百万円(90百万円)

背景・目的

○電子マニフェストとは

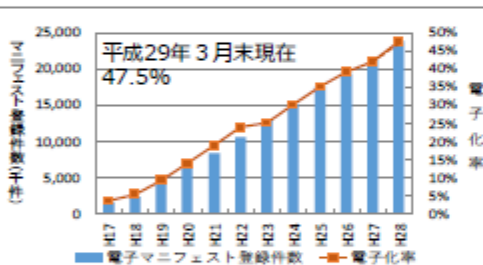
マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組みにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を徹底し、不法投棄等を防止するためのもの。
平成29年6月の廃棄物処理法改正により一部義務化。

電子マニフェスト普及の意義

排出事業者責任の徹底・適正処理の推進の観点から、その普及を強力に推進する必要あり

- 排出事業者が処理の状況を即時に把握可能(透明性の向上)
- 都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化(紙マニフェストの保管が不要)

電子マニフェスト普及率



収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェスト加入率 (平成28年9月末現在)

区分	加入率
産業廃棄物収集運搬業	32.3%
産業廃棄物処分業	57.0%
特別管理産業廃棄物収集運搬業	76.3%
特別管理産業廃棄物処分業	81.1%

電子マニフェスト普及の課題

(1) 排出事業者や処理業者の加入促進

- 少量事業者にとって使用料金の割にメリットを感じ難い
- 紙マニフェストに比べて登録作業が煩雑である

(2) 電子マニフェストの利便性の向上

- 排出事業者によるマニフェスト登録が遅くなると、処理業者は終了報告ができない
- 排出事業者向けにスマートフォンやタブレットで簡便に電子マニフェストの登録ができるアプリを開発しているが、処理業者についても紙マニフェストと同様の感覚で使えるシステム改善が必要

(3) 不適正事案への対応

- マニフェストの虚偽記載等の未然防止や不適正処理が行われた場合の迅速な原因究明のための不正防止機能の強化が必要

(4) その他

- 電子マニフェストの使用の一部義務化に向けたシステムの整備が必要
- 将来的に、全てのマニフェスト情報及び許認可情報の電子化、IT技術による効率的・効果的なシステム構築

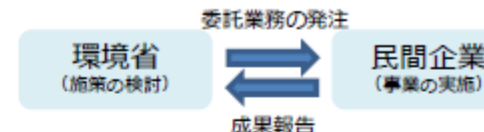
事業概要

- 電子マニフェストシステムの機能強化
- 電子マニフェストの利便性の向上
- 電子マニフェスト普及啓発事業の実施

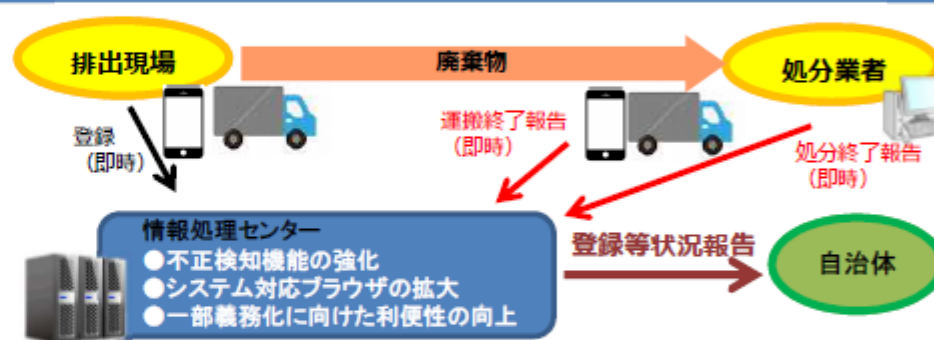
期待される効果

- 廃棄物処理システムの透明化、法令遵守の徹底等が可能となり、排出者責任の確保及び不法投棄の未然防止に寄与。

事業スキーム



電子マニフェストシステムの機能強化・利便性の向上



(1) 電子マニフェストの機能強化

電子マニフェストの登録の際に不適正な入力を検知し、警告する機能強化の検討

(2) 電子マニフェストシステムの利便性の向上

- ① 収集運搬業者や処分業者が、運搬終了時や処分終了時に迅速にスマートフォン・タブレット等で終了報告ができるアプリケーションの開発
- ② 電子契約と電子マニフェストの一体的運用の検討

電子マニフェスト普及啓発事業の実施

- 研修会(電子マニフェストの仕組み、メリット、導入事例等を説明)の開催
- 操作説明会(システムの実際の画面を使用し、操作方法を説明)の開催
- 産業廃棄物処理業許可等の許可申請に関する講習会等での電子マニフェストの講義
- 電子マニフェストの義務対象者に向けた普及啓発の徹底(各都道府県での説明会の開催)

電子マニフェスト普及に向けた本県の取り組み

本県の電子マニフェストの利用状況は全国でも最低レベル



全国の電子化率 53%(H29)
本県(推計) 10数%

○電子マニフェスト導入・操作研修会の実施

- ・県内3会場にて開催
- ・多量排出事業者及び処分業者を主な対象

○県関係機関における利用の促進

- ・庁内関係各課
- ・県環境保全センター

② 有害使用済機器の保管等に関する届出制度

<規制の内容> (第17条の2)

① 「有害使用済機器」※1の保管又は処分を業として行おうとする者※2に都道府県知事への届出を義務付け

※1 使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

※2 届出除外対象者を省令で規定

② 政令で定める保管・処分に関する基準の遵守を義務付け

③ 都道府県による報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加 (これらの違反があったときは罰則の対象)

主な政令事項及び省令規定事項（いわゆる雑品スクラップ対策関係）

1. 有害使用済機器の指定

- 今回は、取引の全体像に関する実態把握の蓄積があるリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定する。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定する。

2. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

- 廃棄物処理法に基づく廃棄物に関する保管・処分の基準を基本として定める。
- 火災の防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー等を分別した上で保管・処分させる等の必要な措置を講じる。
- その他、保管の高さ、処分の方法等については、保管等の実態を踏まえて設定する。

3. 届出除外対象者

- 廃棄物・リサイクル関係法令の許可等を受けた者
（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電・小型家電リサイクル法の認定事業者等※1）
- 小規模事業者（事業場の敷地面積100m²未満の事業者）
- いわゆる雑品スクラップ業者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を業として行う者
（例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者等※2）

※1 有害使用済機器と同等の機器の保管等に係る許可等を有し、当該許可等に係る事業場で保管等を行う者に限る。

※2 有害使用済機器の適正保管を行うことが想定される者に限る。

4. 届出事項

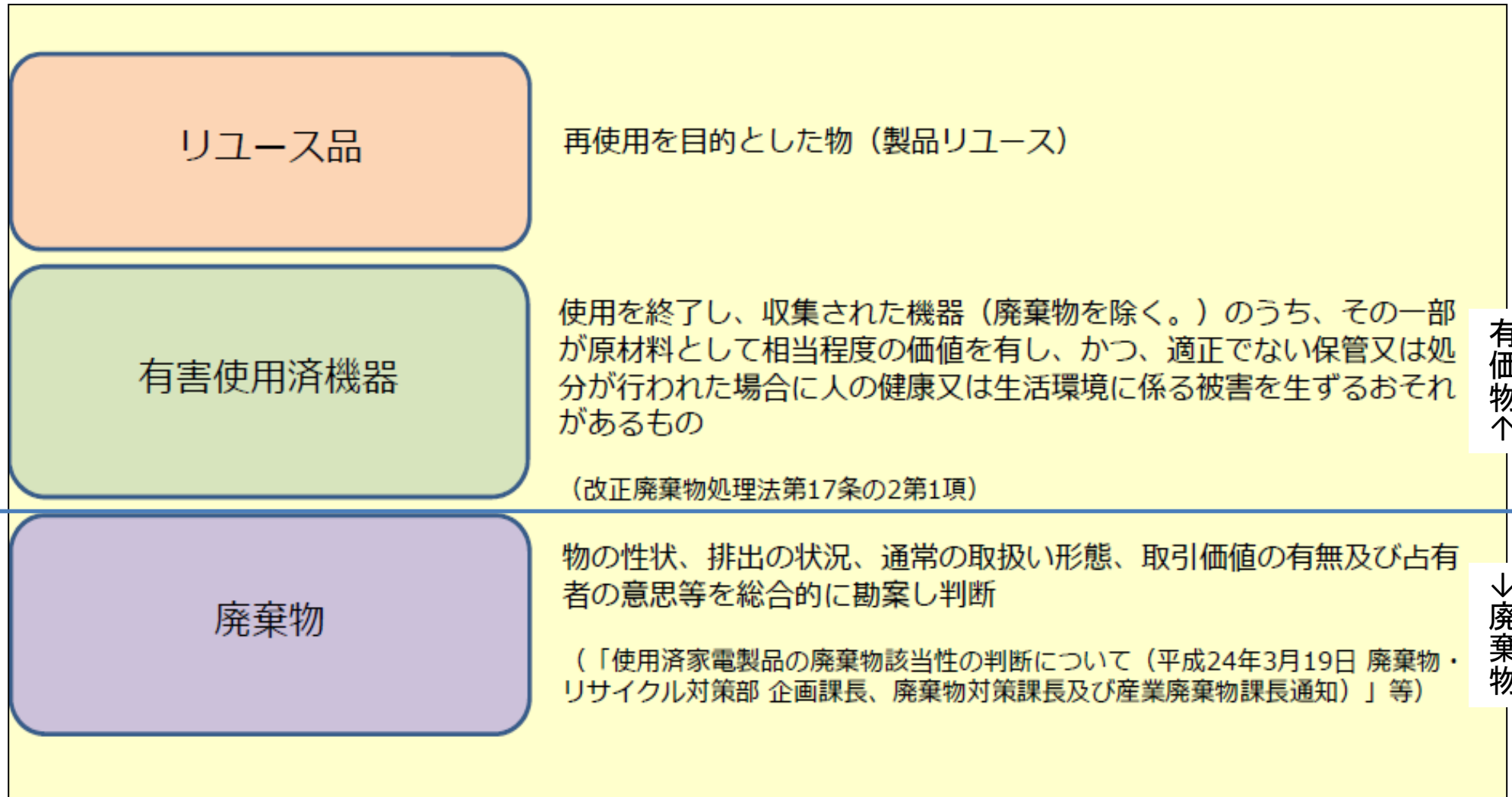
- 申請者の基本情報、事業一般に関する事項、保管に関する事項、処分に関する事項

有害使用済機器品目一覧

法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。【政令第十六条の二】

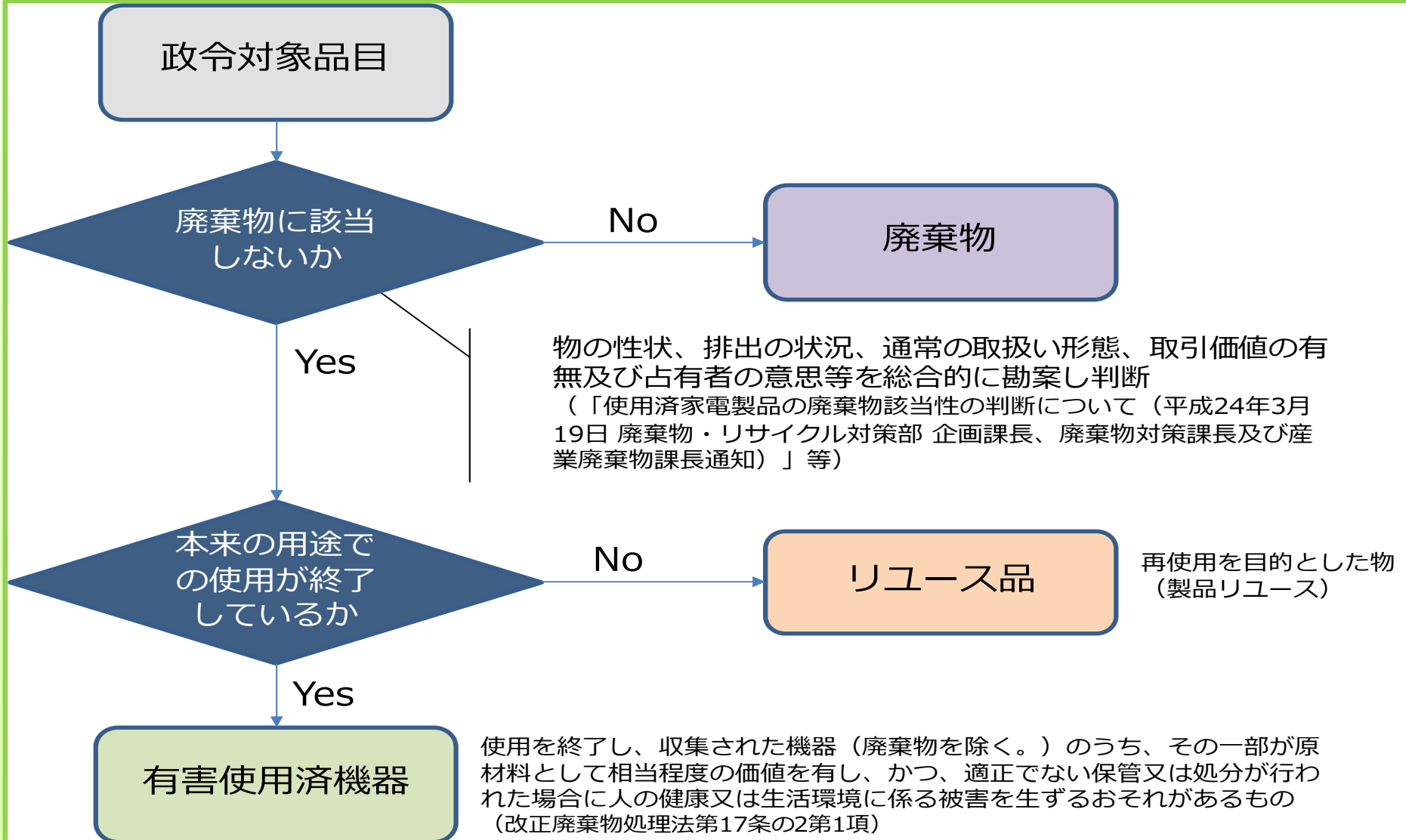
- 一 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 三 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - イ プラズマ式の物及び液晶式の物【電源として一次電池又は蓄電池を使用しない者に限り、建築物に組み込むことができるように設計した物を除く。】
 - ロ ブラウン管式のもの
- 五 電動ミシン
- 六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 八 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 十 フィルムカメラ
- 十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- 十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
- 十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
- 十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
- 十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 十七 電気マッサージ器
- 十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 二十二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- 二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
- 二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- 二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 二十六 パーソナルコンピュータ
- 二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具
- 二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- 二十九 電子書籍端末
- 三十 電子時計及び電気時計
- 三十一 電子楽器及び電気楽器
- 三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

廃棄物、有害使用済機器、リユース品の概念図



有害使用済機器の判別

有害使用済機器は廃棄物を除くと定義されていることから、**まず対象物の廃棄物の該当性を判断し、廃棄物とは判断されない場合について、改めて有害使用済機器の該当性**に関して本来の用途としての使用が終了されているか否かの観点から判断することとなる。



部品、原材料等の管理等について

部品の取扱い

- **有害使用済機器を解体し、取り出された部品**（例えば、モーターやバッテリー等）は、**有害使用済機器には該当しない**。しかし、モーターなどは、ぞんざいに扱った場合は、油の流出の懸念があることや、バッテリーが出火源と想定される雑品スクラップの火災など、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあります。これらのことを鑑みると、部品によっては、種別毎の分別保管、油等が漏れ出さない容器を用いた保管、風雨にさらされないよう屋内での保管など、生活環境上の支障が生じないような取扱いをすることが望まれます。

原材料の取扱い

- 有害使用済機器保管等業者の中には有害使用済み機器を処理し、金属製錬などの原材料とする事業を行う場合も想定されます。このような**原材料となるまで処理されたものは、有害使用済み機器に該当しない**が、原材料となるまでの処理に当たっては、保管および処分の基準を遵守する必要があります。
- また、原材料になったものについては、その後の生産工程において要求される品質を満たすためなどの理由で必然的に丁寧に取扱われることが見込まれるが、環境保全の観点からも、分別保管や容器を用いた保管などの取扱いが望まれます。

付属品について

- **有害使用済機器の付属品は有害使用済機器に該当する**。一方、電源コードなどは、単独の品目のみを選別保管し、原材料として持出す事業を行う場合も想定される。このように、単独品目に選別され原材料として取扱われる場合は、有害使用済機器に該当しない。

有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合

- **有害使用済機器対象品目と金属スクラップ等その他のものが混合し、この混合物が総体として廃棄物と判断される場合は、廃棄物として適正に処理する必要がある。**
- 一方、**混合物が総体として廃棄物とは判断されない場合は、混合している対象品目について、廃棄物該当性を判断し、廃棄物と判断できない場合は、有害使用済機器の該当性を判断**することとなる。
- 以上の判断経過を経て、混合物内の対象品目が有害使用済機器に該当する場合は、この混合物の保管等を業とする者は届出が必要である。
- また、有害使用済機器はその他のもの（有害使用済機器の対象ではないもの）と分別保管する必要があるため、運搬時においても、有害使用済機器保管等業者の事業場における分別が容易な状態で積載することが望ましい

有害使用済機器の保管の基準の概要

【囲いの設置】

- 有害使用済機器の保管にあたっては、みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要がある。
- また、囲いに加重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合、囲いが倒れ又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要がある。

【保管ヤード付近の掲示板の設置】

- 有害使用済機器の保管にあたっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、保管又は処分の別、保管品目、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、必要な事項が表示された掲示板を設ける必要がある。

【保管高さ】

- 有害使用済機器を容器を用いずに屋外で保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要がある。

【土壌・地下水汚染防止】

- 有害使用済機器は内部に潤滑油等を含むものがあり、また多くの機器では有害物質を含んでいることから、保管に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等が生じる場合には、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがあるため、周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要がある。

【飛散流出に関する必要な措置】

- 屋外で容器を用いずに保管する場合で、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管の状況に応じて必要な対策を講じる必要がある。

有害使用済機器の保管の基準の概要（続き）

【生活環境の保全】

- 有害使用済機器の保管を業として行うに当たっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働等による騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要がある。

【火災・延焼防止】

- 有害使用済機器の中には、乾電池、リチウムイオン電池等が含まれているものがあり、これらの電池からの液漏れや短絡を要因として火災が発生するおそれがあることが指摘されている。また、外装に多く使われているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されている。
- このことから、火災発生源の可能性のある物の分別、保管高さを一定程度（5 m以下）に制限する等の措置を講じる必要がある。

【公衆衛生の保全等】

- 有害使用済機器の保管等に当たっては、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があるため、保管する有害使用済機器等の雑品スクラップの整理、整頓及び保管場所の清掃を行うことで衛生的な環境を作り出すこと、害虫が発生しないよう又は雨水の腐敗による悪臭が発生しないよう雨水が溜まらないようにすることなどの措置を講じる必要がある。また、害虫等の発生のおそれがある場合には、薬剤散布などが考えられる。

【飛散流出防止】

- 有害使用済機器の処分に当たっては、有害使用済機器やその破片等の飛散を防止する必要がある。（建屋内で処分を行う等）
- また、油や有害物質を含む物もあり、これらの飛散流出を防止する必要がある。（あらかじめ油や液体を除去する、処分を行う場所の不浸透対策等の措置を講ずる等）

有害使用済機器の処分の基準の概要

【騒音・振動等の防止】

- 有害使用済機器の処分に伴い騒音や振動、悪臭等が発生し、周辺環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、周辺の生活環境上支障が生じないような措置を講じる必要がある。（住居から可能な限り離隔する、防音効果の高い壁を設置する、建屋内に設置する、接地面に振動防止装置を設ける、夜間操業を慎む等）

【火災防止等】

- 発火のおそれのあるものや蛍光灯等処分により有害物質の飛散・流出のおそれがあるものを取り除く必要がある。
- 処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを確認する。（連続的監視装置、目視等）
- 延焼防止のため消火器を設置する等の措置も考えられる。

【特定家庭用機器に該当する品目の処分】

- 有害使用済機器のうち、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機に関しては環境大臣が定める方法（環境省告示）によって再生又は処分を行う必要がある。
- 鉄・アルミニウム・銅など資源物の分離・回収やプリント基板等からの金属の回収、
- 蛍光灯に含まれる水銀や液晶パネルに含まれる砒素等の処分・回収方法、
- フロン類の回収等
- 現場で家庭用機器との区別がつかない業務用機器に関してもフロン類の回収については適用され、その他のものについても技術的に可能な範囲で本規定に基づいて処分又は再生を行う必要がある。

【禁止行為】

- 有害使用済機器の処分に当たっては、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する省令（帳簿関連部分抜粋）

（有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿）

第十三条の十二 有害使用済機器保管等業者（法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器保管等業者をいう。第三項において同じ。）は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

保管	一 受入れ年月日 二 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 三 搬出した場合には、搬出先ごとの搬出量と品目
処分又は再生	一 処分又は再生年月日 二 処分又は再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の持出先ごとの持出量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目

- 2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 3 有害使用済機器保管等業者は、第一項の帳簿を、次に掲げるところにより保存しなければならない。
 - 一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
 - 二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

※有害使用済機器の適正処理の観点から帳簿を作成し備え付ける。

届出手続きに係る根拠条文

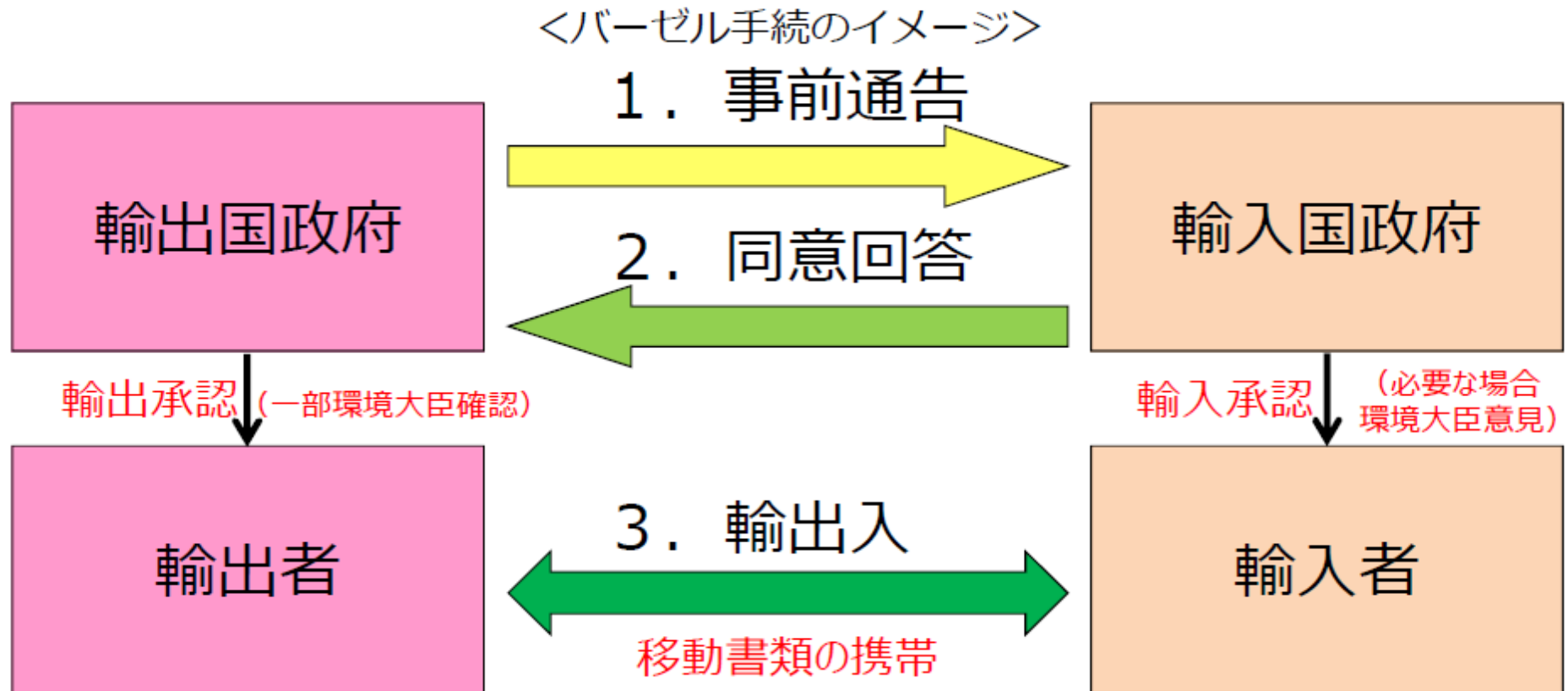
- 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を**当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出**なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
【法第17条の2第1項】
- （中略）
- 六 前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。
【法第17条の2第6項】

届出除外対象者概要

- ① **関係法令の許可等を受けた者**（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限り、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る）等）
- ② 有害使用済機器の**保管量が少ない**こと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（実態調査結果等を踏まえ、事業場の敷地面積100m²未満の者を想定）
- ③ いわゆる**雑品スクラップをヤードで保管等する者以外の者**であって、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者（有害使用済機器の適正保管を行うことができることが想定できる者に限る。）

1. バーゼル法の概要

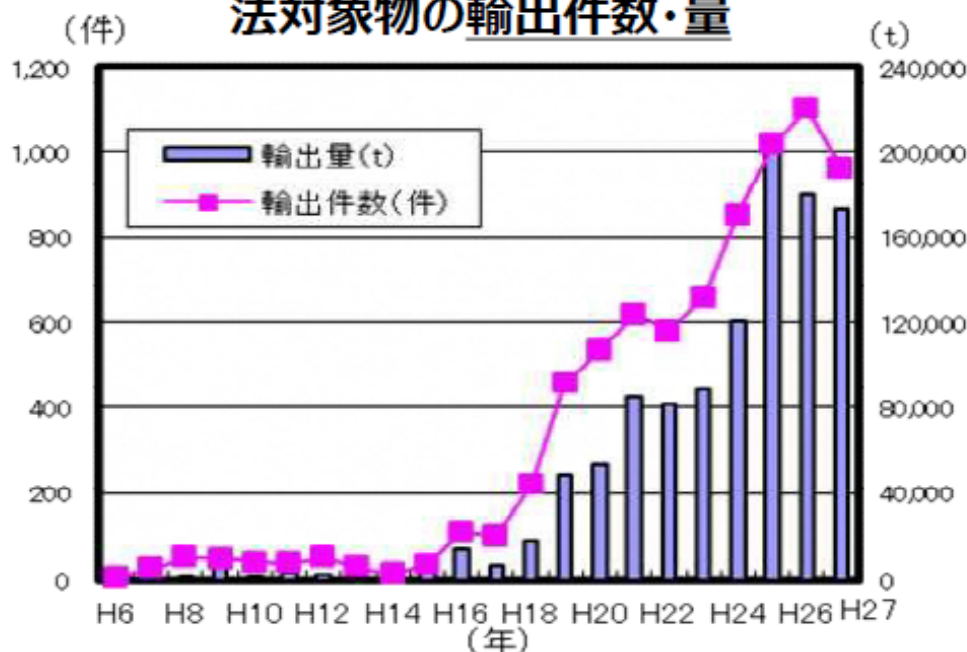
- バーゼル条約は、越境移動を伴う有害廃棄物（廃電子基板、使用済鉛蓄電池等）等が環境上適正に管理されることを目的とし、有害廃棄物等の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付け。
- バーゼル法はバーゼル条約の国内担保法**（経産省と環境省の共管）として、外為法に基づく輸出入承認（途上国輸出等は加えて環境大臣確認等）、**移動書類の携帯**等の義務を規定。



2. 法改正の背景

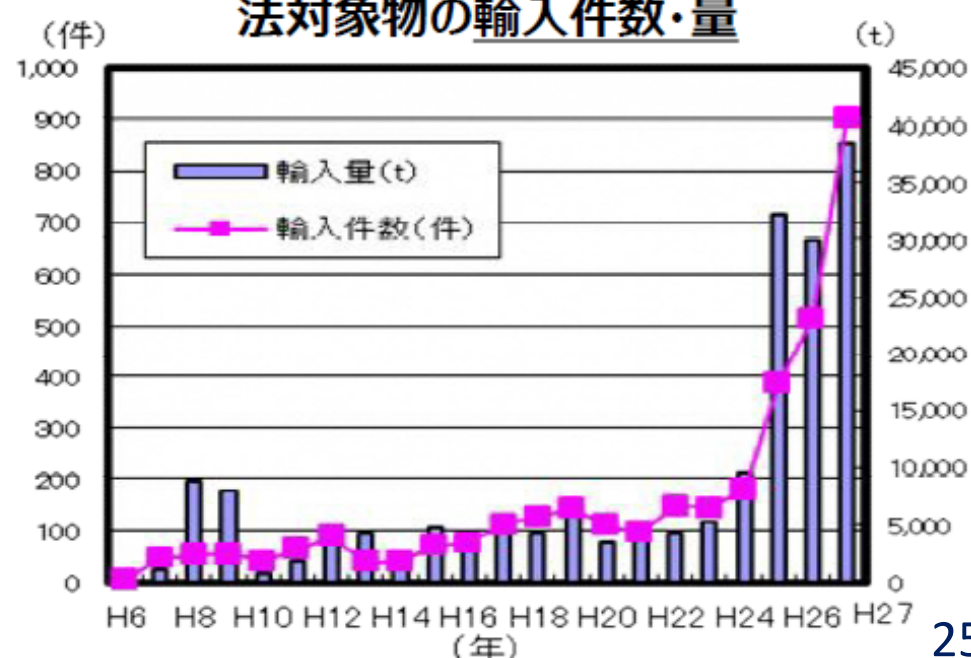
- 平成4年の法制定から約25年が経過し、近年、リサイクル目的での廃電子基板や使用済鉛蓄電池の取引が世界的に増大。我が国でも、平成6年当時と比べ、輸出入件数は大幅増。
- 輸出では、①**雑品スクラップの不適正輸出**や②**輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加**や③**使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生**。
- 輸入では、廃電子基板等の有用な金属を含む二次資源について、欧州連合等との国際的な獲得競争が激化。事業者からは、④**輸入規制による競争上の不利な事業環境を解消すべきとの要望**がある。
- 「**日本再興戦略2016**」においても、平成28年度中の検討と早期に必要な措置の実施が求められている。
- 中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議において、**バーゼル法の見直しの基本的な考え方として、環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図ることが提言された**。

法対象物の輸出件数・量



(主な輸出品目：使用済鉛蓄電池)

法対象物の輸入件数・量



(主な輸入品目：廃電子基板、電気炉ダスト)

3. 法改正事項 1 : 規制対象物の範囲の明確化

→ 雑品スクラップ[°]の不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

【現状・課題】

- 有害物を含む使用済電気電子機器等が、その他の金属スクラップ等と混合された状態（いわゆる雑品スクラップ）で、バーゼル法の手続きを経ずに不適正に輸出されているとの指摘がある。
- バーゼル法の具体的な規制対象範囲については告示で定めているが、法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの指摘がある。



不適正輸出取締りの実効性を確保

【法改正事項】

- 具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を**法的に明確化**。（法第2条第1項第1号イ）
* 今回の範囲の見直しに併せて、条約以外の協定等に基づく規制対象も明確化。（法第2条第1項第1号柱書）

【雑品スクラップの例】



【廃エアコン・廃洗濯機が混入】



【壊れたエアコン】



【破碎された洗濯機】

3. 法改正事項 2：輸出先国で有害廃棄物とされている物を規制対象へ追加

→輸出貨物のシップバック通報の予防

【現状・課題】

- バーゼル条約上の規制対象物については、締約国間で解釈に多少の差異が存在。
- 我が国バーゼル法では規制対象ではないとして輸出した貨物について、相手国では条約上の規制対象であるとして我が国への返送（シップバック）を求める通報を受ける事例が増加（香港向けの中古電気電子機器等）。

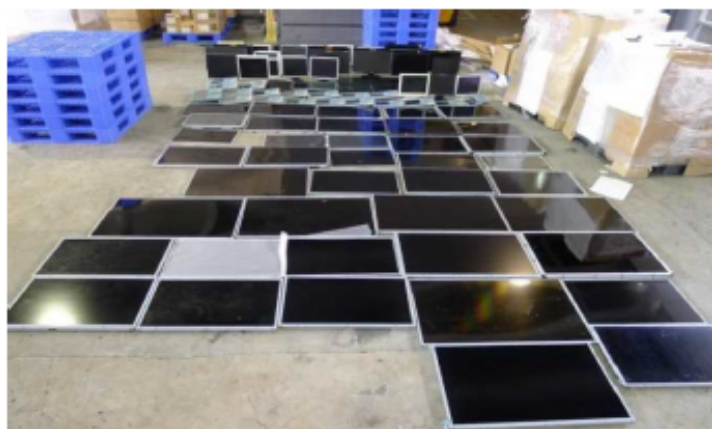


繰り返されるシップバック通報の予防

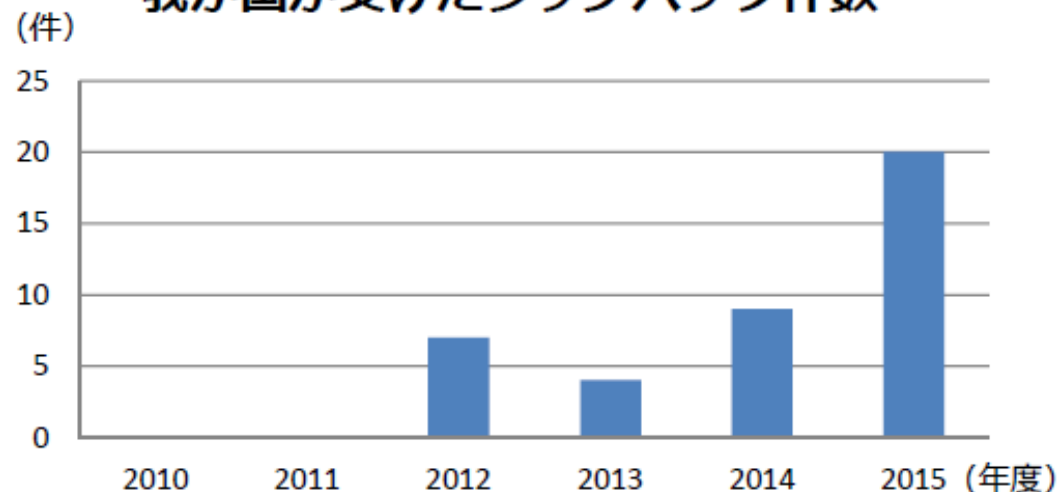
【法改正事項】

- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、特定有害廃棄物等（規制対象物）に追加し、**輸出承認を要件化。**（法第2条第1項第1号ホ）

香港からのシップバック事例（液晶パネル）



我が国が受けたシップバック件数



3. 法改正事項 4 : 途上国から輸入される、リサイクル等目的での廃電子基板等の規制撤廃

→我が国の処理能力を最大限活用し、世界の環境負荷を低減

【現状・課題】

- 欧州連合では、全ての国からの比較的有害性の低い廃電子基板等の輸入手続について、通告・同意等が不要。
- 他方、途上国から廃電子基板等を輸入する場合はバーゼル法の手続き（通告・同意等）が必要（先進国からは不要）であり、我が国事業者からは、資源獲得競争において、競争上不利になっているとの指摘あり。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



欧州連合との競争上の不利を解消

【法改正事項】

- 比較的有害性の低い廃電子基板等の再生利用（リサイクル）等目的での輸入について、途上国からの輸入についても、バーゼル法の規制対象から除き、**通告・同意や輸入承認等を不要**とする（先進国からは現行でも不要）。（法第2条第1項第1号イ）

*有害性の低くないものは引き続き規制対象とする。併せて廃棄物処理法を改正し、有害使用済機器の国内管理を強化。

（参考）廃電子基板等の規制緩和による経済効果等の試算

輸入手続に要する期間の短縮効果	1件あたり180日間程度
輸入廃電子基板の増加見込み	年間13万トン程度 (将来的にはさらに増加)
非鉄金属精錬の売上げ増加による経済波及効果	全産業合計で売上987億円 (付加価値386億円)程度

輸入ニーズが高い廃電子基板等の電子部品スクラップ^o



(金、銀などの金属を含む)

3. 法改正事項5：リサイクル等目的での有害廃棄物等の輸入に係る認定制度を創設

→我が国の処理能力を最大限活用し、世界の環境負荷を低減

【現状・課題】

- 欧州連合では、比較的有害性の高い物（電気炉ダスト、金属汚泥等）の輸入についても、規制を緩和。
- 具体的には、特定の回収施設でリサイクル等を行う場合、最大3年間の包括的な輸入同意を与え、手続を簡素化する特例を措置。他方、我が国では同様の特例を導入していない。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



日本のリサイクル技術活用を促進

【法改正事項】

- 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設。比較的有害性の高い特定有害廃棄物等（規制対象物）の再生利用等目的での輸入について、認定輸入事業者が輸入を行う際の輸入承認を不要とする。（法第8条第1項、第14条から第16条まで）

（参考）有害廃棄物等をリサイクルできる主な非鉄金属（銅、鉛、亜鉛）製錬所

銅製錬所	： 7 箇所	（廃電子基板を処理）
鉛製錬所	： 6 箇所	（使用済鉛蓄電池を処理）※
亜鉛製錬所	： 5 箇所	（電気炉ダスト等を処理）

（出典：日本鋳業協会の情報）

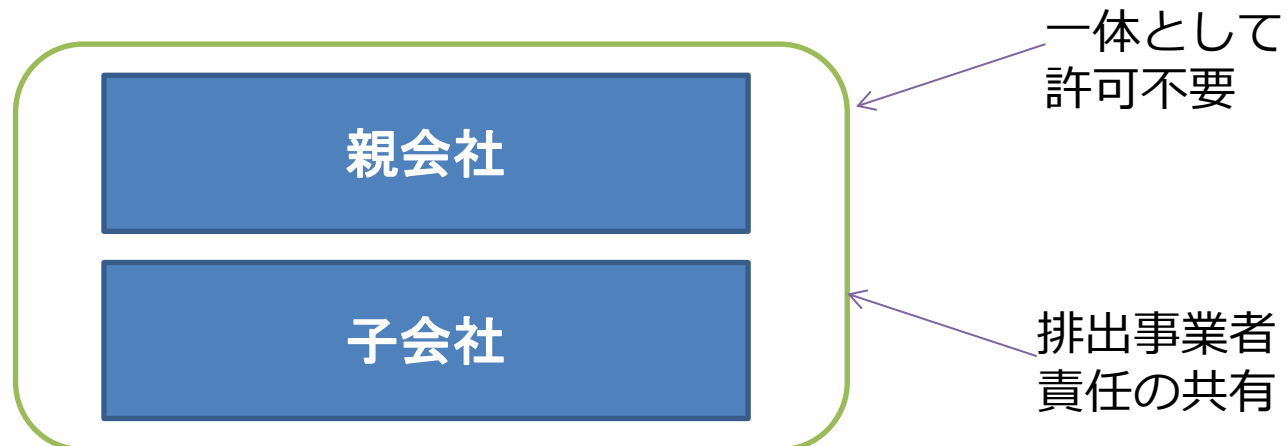
※鉛については、上記以外に、使用済鉛蓄電池をリサイクルする鉛二次精錬事業者が9社存在。

③ 親子会社による一体的処理の特例

法改正事項(第12条の7)

親子会社が一体的な経営を行うものである、及び、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処理ができる等の基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとする。

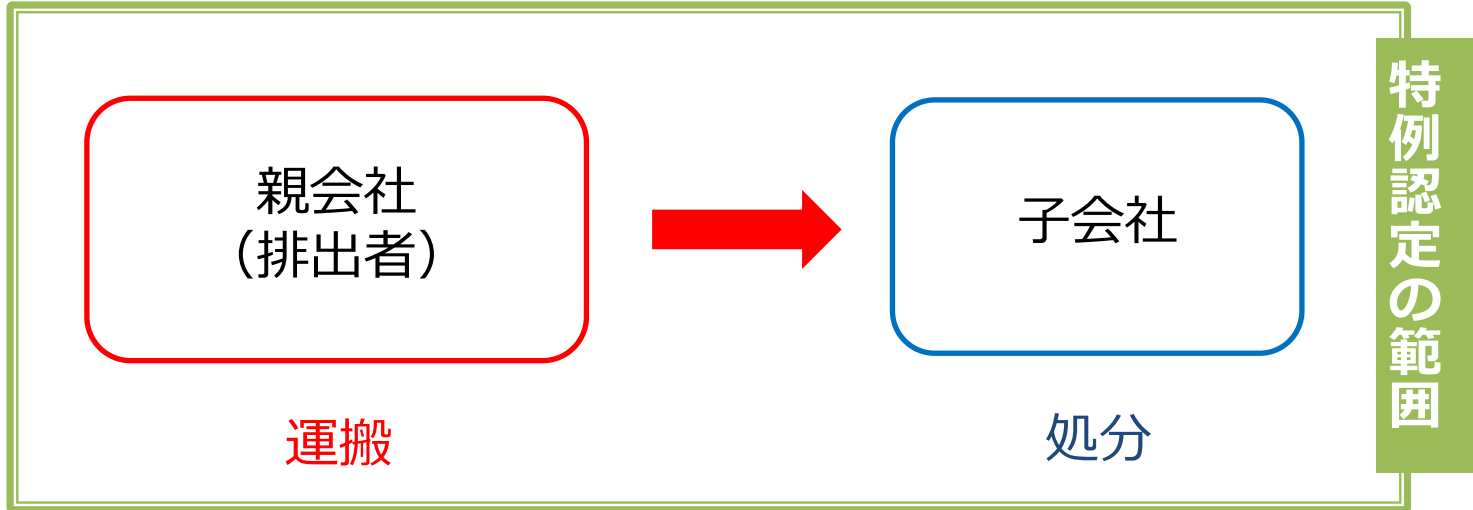
※廃棄物処理法上、排出事業者が自らの産業廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物処理業の許可は不要



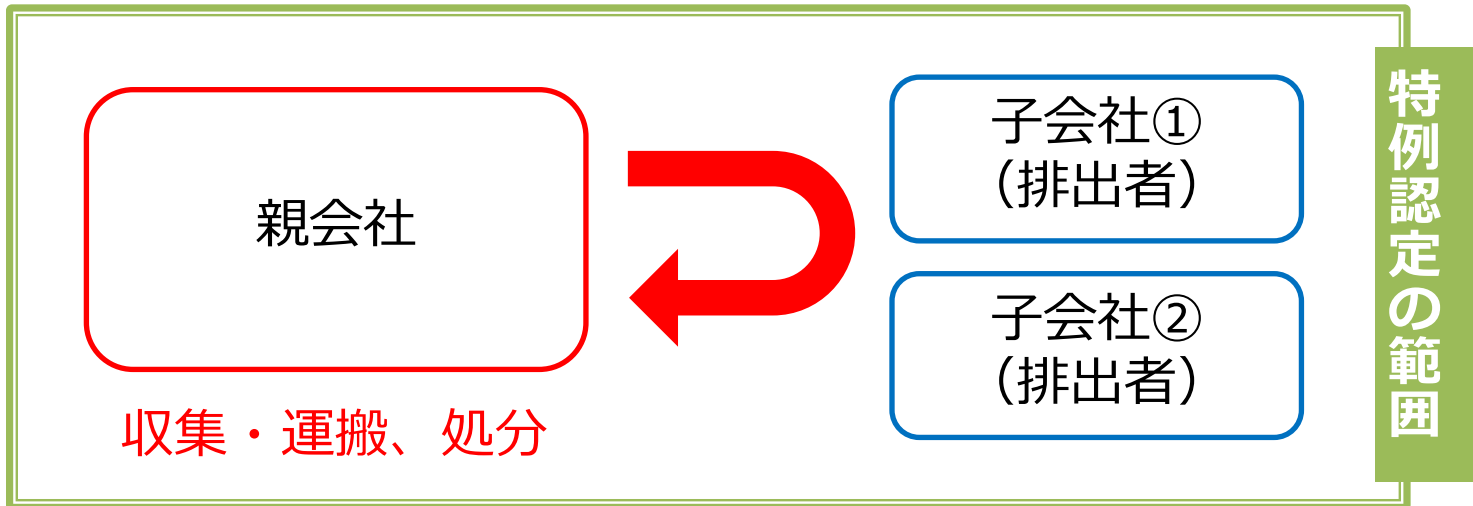
認定の活用イメージ①

1. 認定事業者が自ら収集・運搬及び処分を行う場合の例

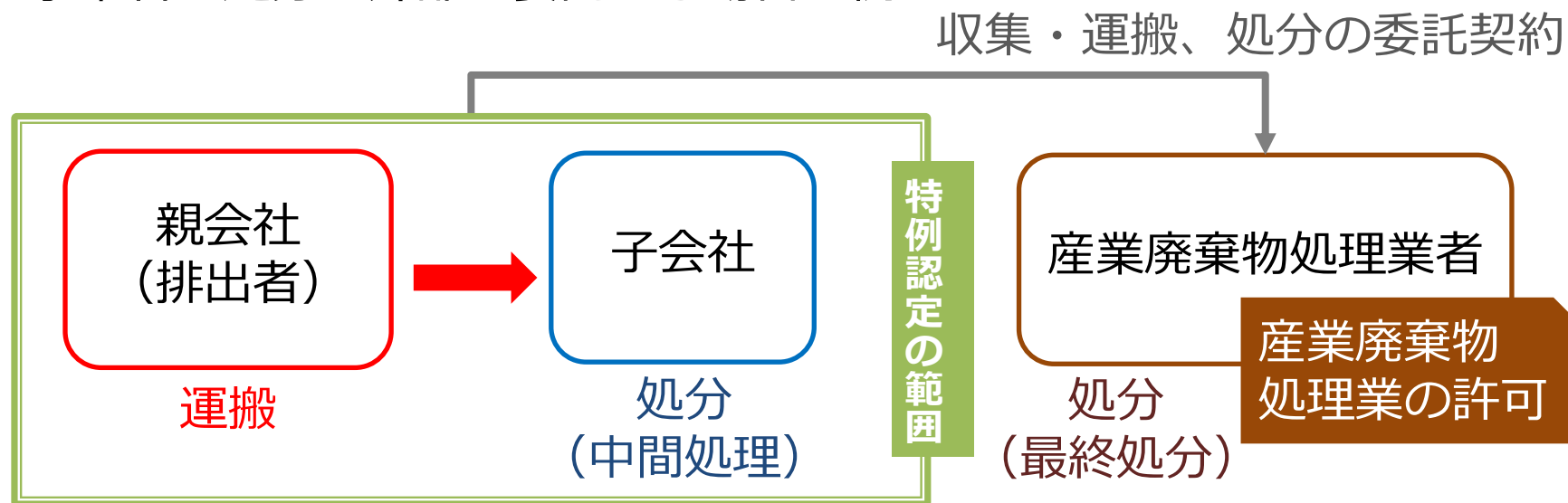
(例①)



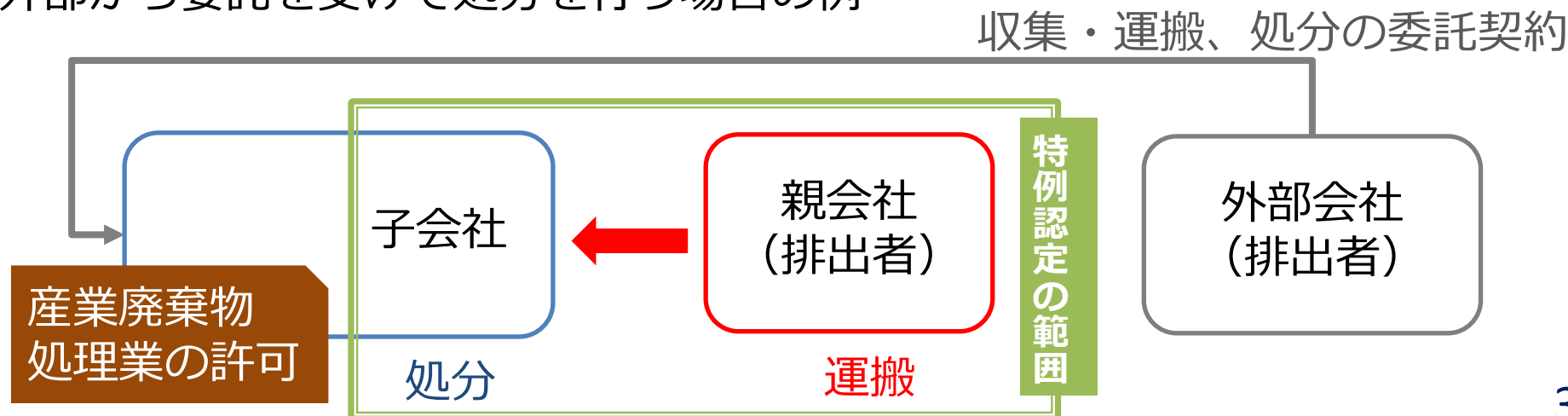
(例②)



2. 認定事業者が処分を外部に委託する場合の例



3. 認定事業者のうち、産業廃棄物処理業の許可を有する者が外部から委託を受けて処分を行う場合の例

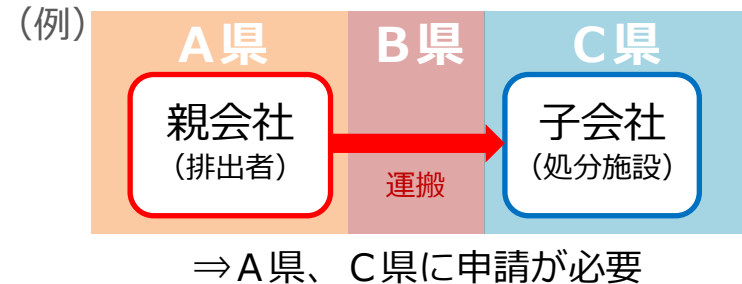


主な政令事項及び省令事項②

3. 申請先・申請方法

- 申請に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域、
処分施設が存在する区域を管轄する都道府県知事に申請。

(※当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、
それぞれに申請。)



4. 申請書・添付書類

- 事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名、議決権保有割合に関する事項、実施体制に関する事項に加え、当該申請に係る産業廃棄物の種類、処理の範囲及び処理を行う区域等を記載した申請書を都道府県知事に提出する。
- 申請書には、当該申請に係る事業概要、一連の処理の行程、施設に関する事項等を記載した事業計画を添付。
- 併せて、定款又は寄付行為及び登記事項証明書等（子会社の株主名簿、かつて同一の事業者であったことを証明できる登記書類）、役員の氏名及び住所（※親会社からの出向者を明記）、各種基準に適合することを示す書類等を添付。

④ その他（排出事業者責任）

（参考）廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底（H29.3.21通知）

○背景

- 不適正処理事案が後を絶たない
 - 建設廃棄物の不適正処理事案（平成28年1月判明）
 - 食品廃棄物の不適正転売事案（平成28年1月判明）
- 中央環境審議会「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（答申）」（平成28年9月）
- 中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成29年2月）

○主な内容

1. 排出事業者責任とその重要性について

排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

排出事業者責任に関する各規程の遵守を改めて認識する必要がある。

2. 規制権限の及ばない第三者について

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、処理委託内容の根幹的内容は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがある。

(参考) 排出事業者向けチェックリスト(H29.6.20 通知)

○目的

- ・汚染者負担の原則により、廃棄物処理法上、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理する責任を有している（**排出事業者責任**）。
- ・処理業者に処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任がある。この場合、廃棄物処理市場の特性から、価格が少しでも安い処理業者に委託をする動機付けが働きやすい。しかし、**適正な処理には、相応の費用**がかかる。
- ・不適正な処理を行う処理業者に委託していたことが明らかになれば、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として**社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要**がある。
- ・そこで、産業廃棄物の排出事業者には、排出事業者責任に基づく必要な措置の適正な実施に取り組んで頂く必要があることから、廃棄物処理法の下で講ずべき措置を整理する。

時点	チェック内容
排出時	・廃棄物該当性 ・廃棄物の分別（産廃か一廃か、産業廃棄物の種類 など） など
保管	・保管基準の遵守（囲いや掲示板の設置、飛散・流出・地下浸透等防止措置など）
委託処理 【廃棄物引渡し前】	・委託先の要件（許可の有無、優良認定の考慮） ・委託基準の遵守（適正な委託契約の内容、適正な対価、添付書面など）
【廃棄物引渡し時】	・紙マニフェストの適正な交付（交付状況や記載事項など） 又は 電子マニフェストの適正な登録
【廃棄物引渡し後】	・処理状況の確認（実地確認、情報確認など）
【処理終了時】	・紙マニフェスト又は電子マニフェストの適正な確認 （処理終了確認や記載事項など）
その他	・自己処理（施設許可、帳簿等） ・多量排出事業者（計画書や報告書） など

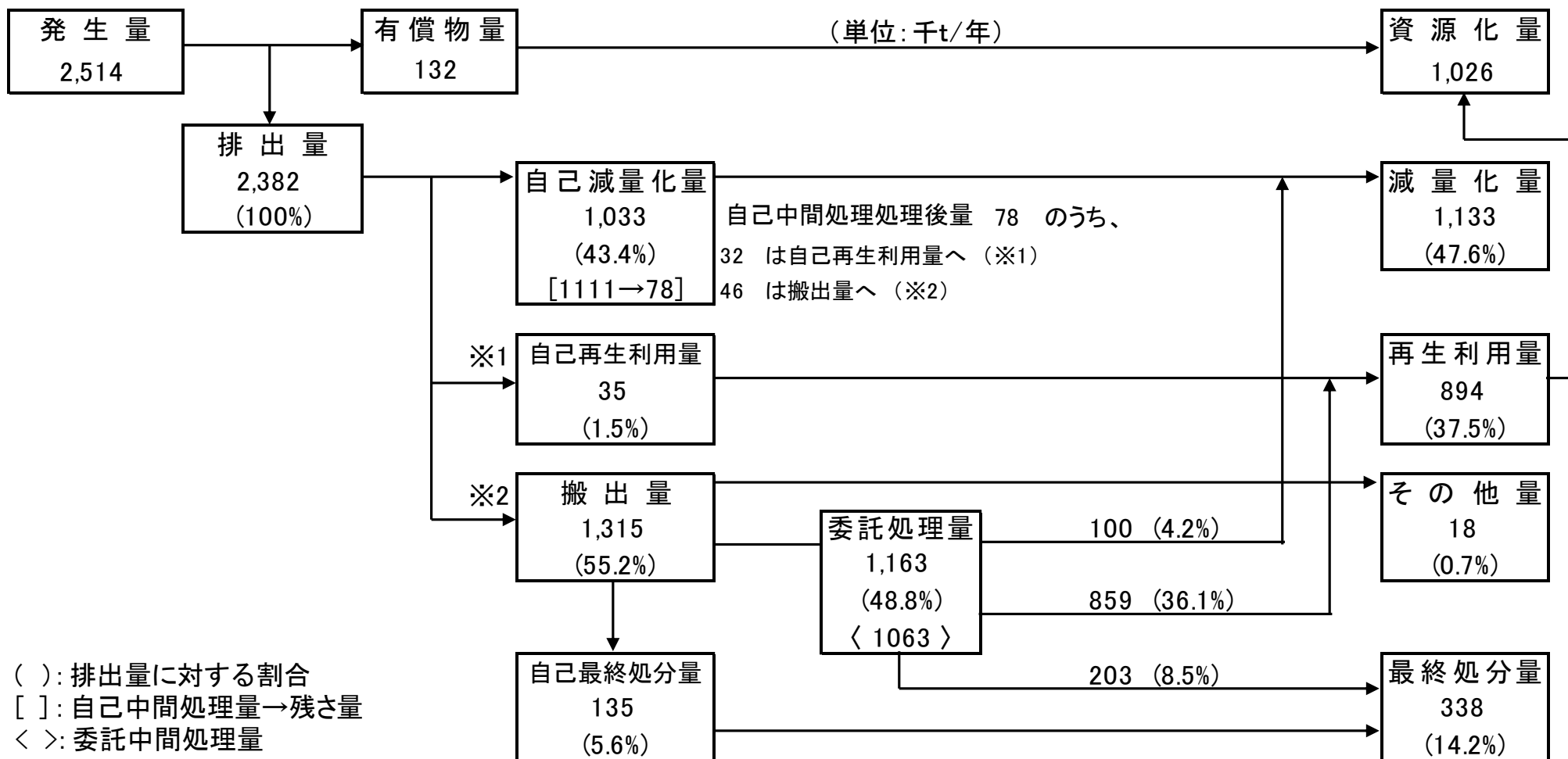
2 秋田県産業廃棄物実態調査 フォローアップ等調査報告書 (平成28年度実績)の概要

標本抽出・回収結果

総事業所数	49,587事業所（平成28年経済センサス活動調査）
調査対象事業所数	8,895事業所
アンケート送付事業所数	510事業所
回収事業所数①	397事業所（転居等による未着を含む）
回収率①	77.8%
回収事業所数②	394事業所（転居等による未着を除く）
回収率②	77.3%
有効回答数	389事業所

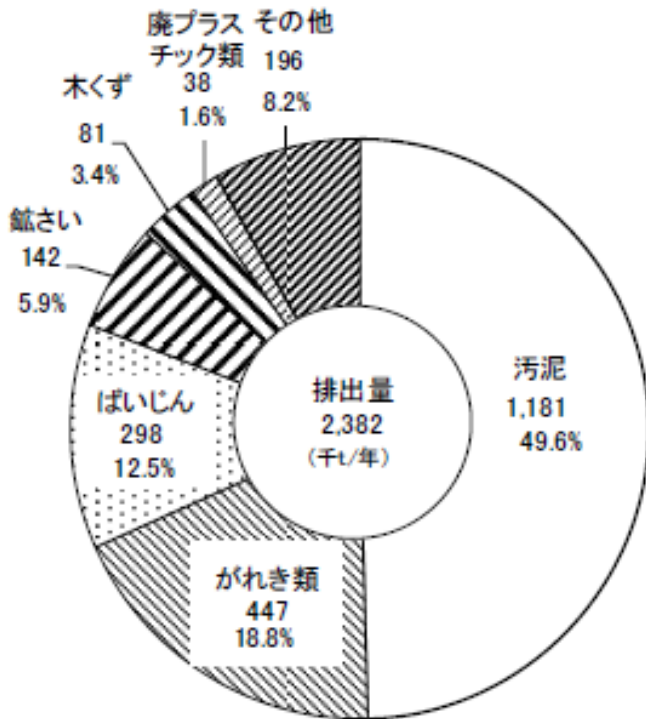
報告書は秋田県庁ウェブサイト「美の国あきたネット」にて公開中
<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/8588>

秋田県内で発生した産業廃棄物の処理・処分状況 (H28年度 農業・鉱業分除く)



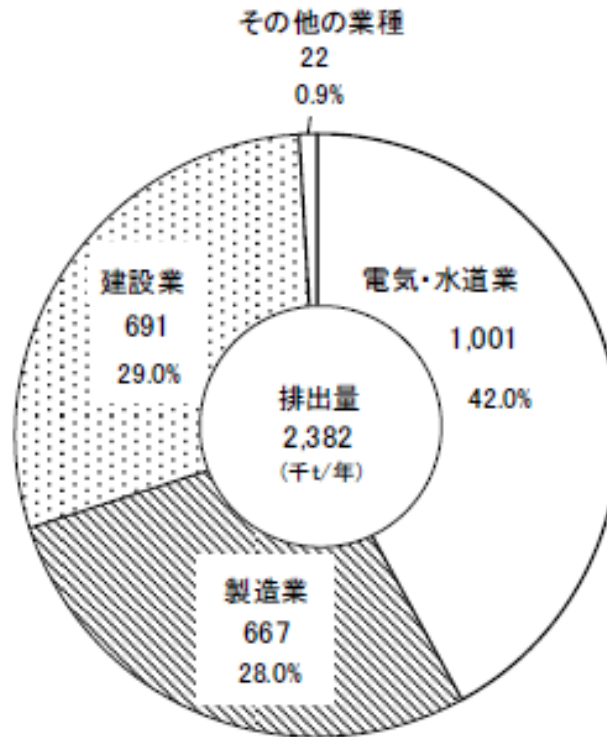
(): 排出量に対する割合
[]: 自己中間処理量→残さ量
< >: 委託中間処理量

排出状況の詳細



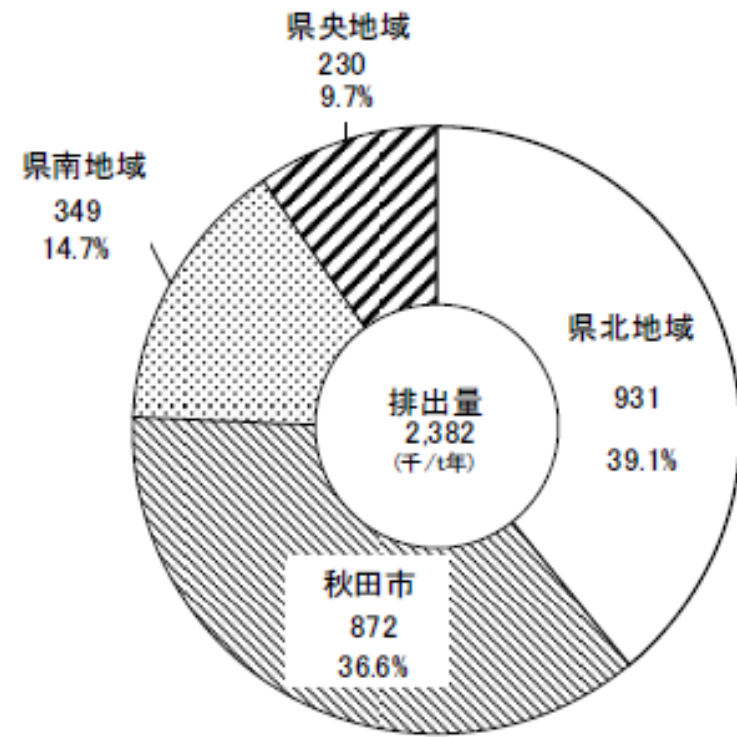
種類別

汚泥が全体の約半分



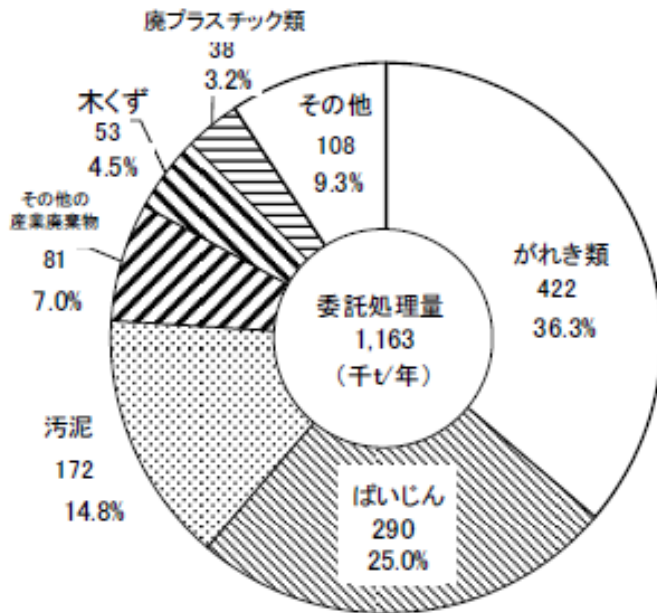
業種別

製造業と建設業を合わせると
全体の半分以上

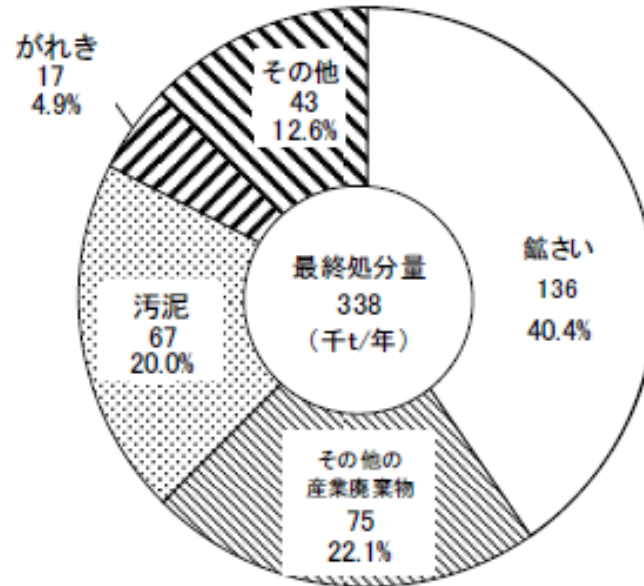


地域別

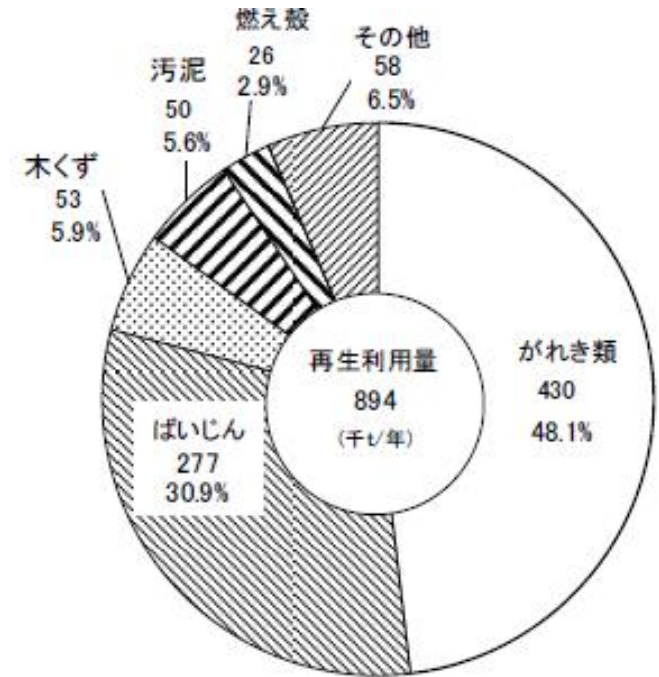
処理の詳細



種類別委託処理量の構成比

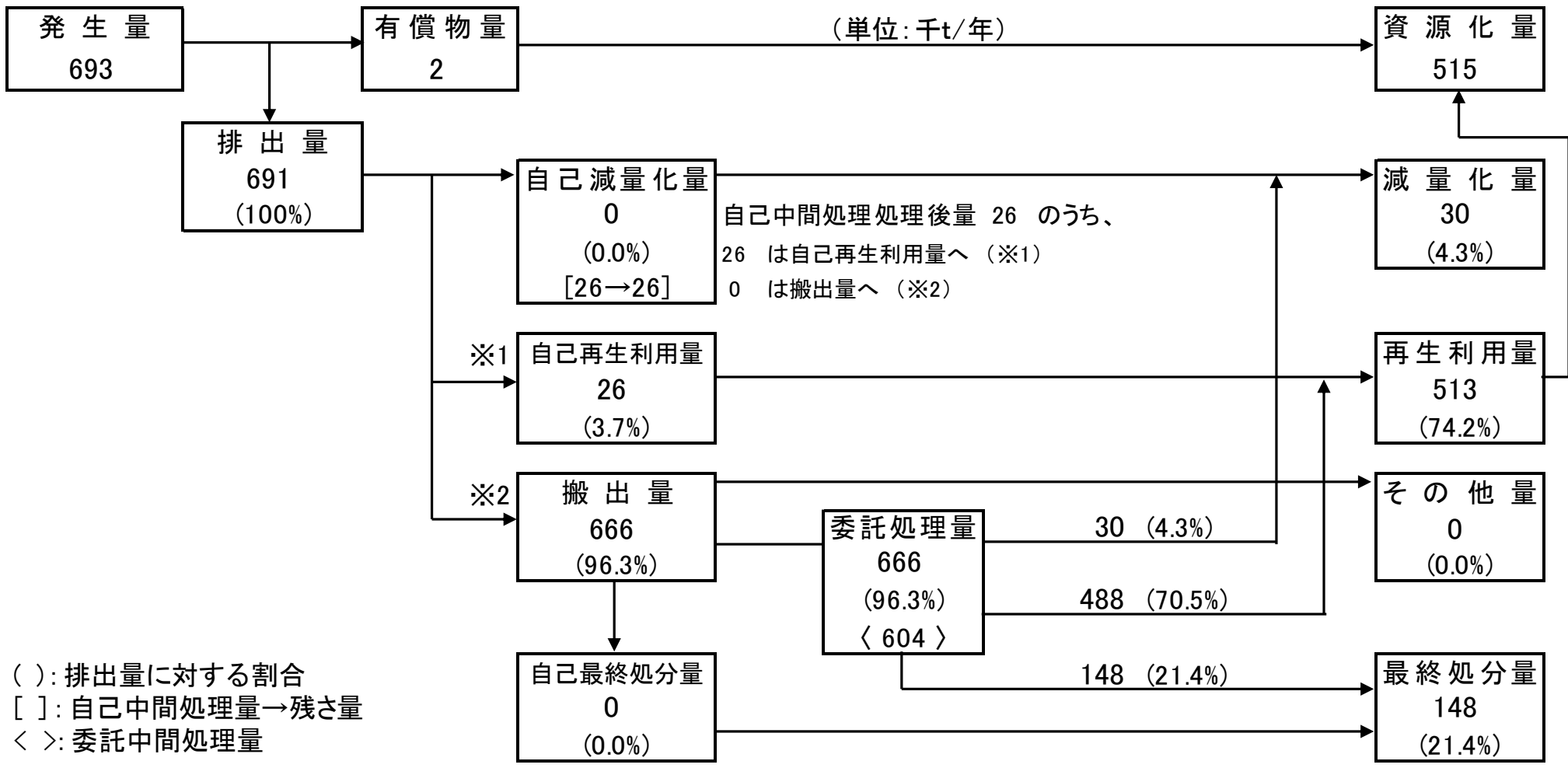


最終処分量の構成比

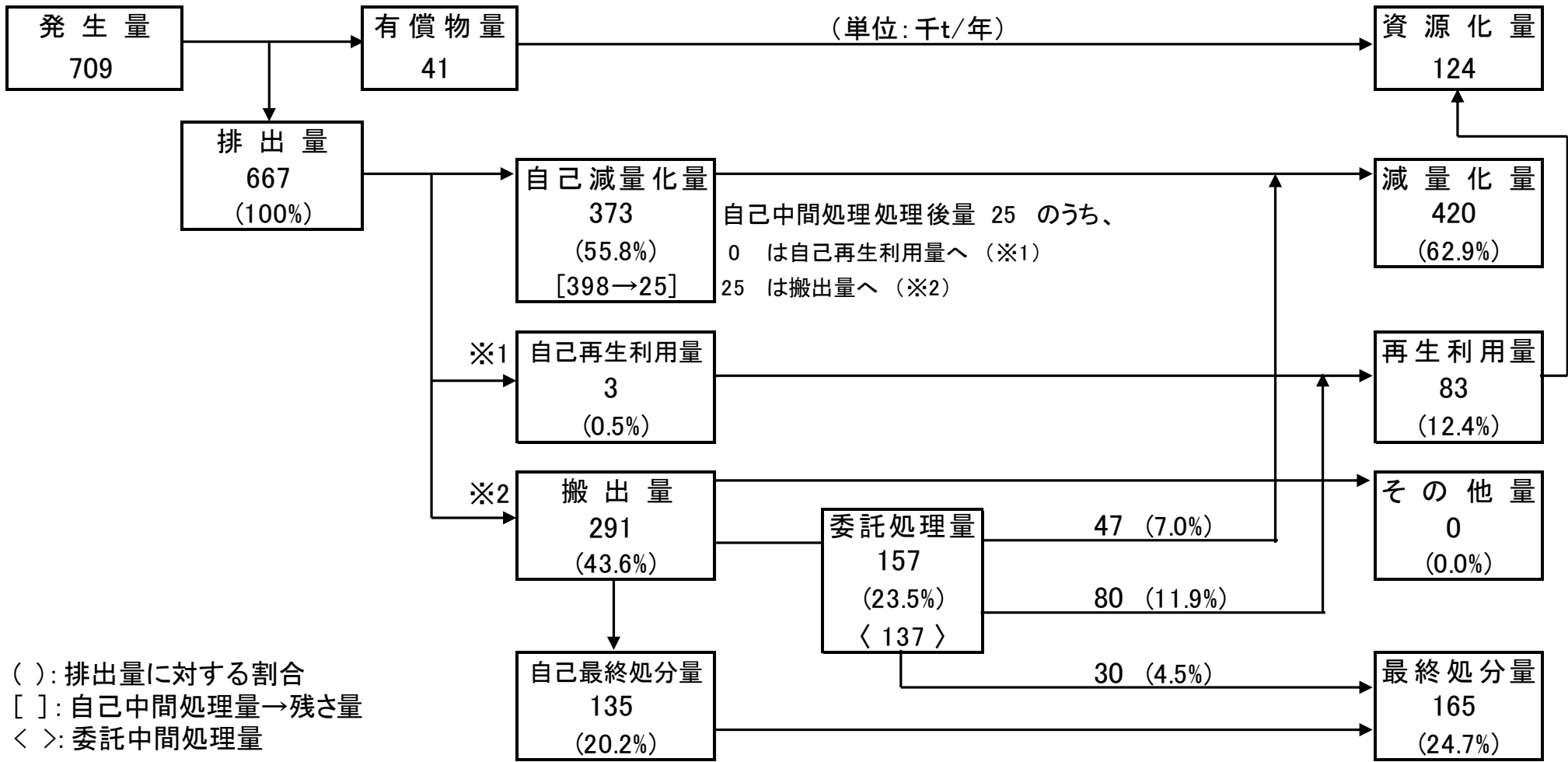


再生利用量の構成比

建設業の処理・処分状況



製造業の処理・処分状況



(): 排出量に対する割合
 []: 自己中間処理量→残さ量
 < >: 委託中間処理量

産業廃棄物の移動状況（委託処理）

（単位：千t/年）

	中間処理		最終処分		合計	
県内⇒県内	658	(86.9%)	100	(13.1%)	758	(100%)
県内⇒県外	405	(100.0%)	0	(0.0%)	405	(100%)
県外⇒県内	186	(92.5%)	15	(7.5%)	201	(100%)

移動状況の内訳

(単位:千t/年)

産業廃棄物の種類	県外への搬出			県内への搬入		
	中間処理	最終処分	計	中間処理	最終処分	計
燃え殻	22		22	6	0	6
汚泥	42	0	42	6	8	15
廃油	3		3	21		21
廃酸	1		1	9		9
廃アルカリ	5		5	14		14
廃プラスチック類	17		17	19		19
紙くず	0		0	0		0
木くず	0		0	0		0
繊維くず						
動植物性残さ	2		2	1		1
動物系不要固形物	2		2			
ゴムくず						
金属くず	0	0	0	0		0
ガラス陶磁器くず	1		1	2		2
鉱さい	5		5	0		0
がれき類	81		81			
ばいじん	224		224	11	0	11
その他の産業廃棄物	1		1	97	7	104
合計	405	0	405	186	15	201

県内の産業廃棄物処理施設について

秋田県内に不足していると感じる廃棄物処理施設はありますか。該当する番号を選び、○を付けてください。（複数回答可）

- 1 産業廃棄物最終処分場(安定型)
- 2 産業廃棄物最終処分場(管理型)
- 3 産業廃棄物焼却施設(感染性廃棄物の処理を含む)
- 4 再資源化施設(再生利用可能な製品をつくることのできる施設)
- 5 その他
- 6 特に感じない

(複数回答)	全体		建設業		製造業		電気・水道業	
		割合		割合		割合		割合
1. 産業廃棄物最終処分場(安定型)	24	9%	2	3%	18	10%	4	12%
2. 産業廃棄物最終処分場(管理型)	30	11%	4	7%	19	11%	7	21%
3. 産業廃棄物焼却施設(感染性廃棄物の処理を含む)	12	5%	1	2%	10	6%	1	3%
4. 再資源化施設(再生利用可能な製品を作ることのできる施設)	119	45%	13	22%	94	55%	12	35%
5. その他	6	2%	1	2%	5	3%	0	0%
6. 特に感じない	124	47%	42	72%	66	38%	16	47%
標本数(回答事業所数)	264	119%	58	109%	172	123%	34	118%
合計(総回答数)	315	100%	63	100%	212	100%	40	100%

第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画 数値目標

項目	年度	実績		目標
		平成27年度	平成28年度	
排出量		2,143	2,382	2,260
再生利用・減量化量 (千t/年)		1,898 (89%)	2,027 (85%)	1,965 (87%)
再生利用量 (千t/年)		952 (44%)	894 (38%)	1,039 (46%)
減量化量 (千t/年)		946 (44%)	1,133 (48%)	926 (41%)
最終処分量 (千t/年)		243 (11%)	338 (14%)	295 (13%)

※()内は、排出量に対する割合

減量化量は目標を達成しているが、排出量、再生利用及び最終処分量では目標を達成していない。

3 廃棄物処理に関する環境省の事業について

平成30年度 環境省重点施策

- 環境問題と社会経済問題の同時解決
に向けた政策展開
- 国内外で進める気候変動対策
- 被災地の着実な環境再生の推進と国内外における資源循環の展開
- 魅力ある我が国の自然の保全・活用といきものとの共生
- 安全で豊かな環境基盤の整備



出典:環境省HP



低炭素型廃棄物処理・リサイクル設備導入の支援 (うち低炭素型廃棄物処理支援事業)

平成30年度予算(案)
3,500百万円(3,500百万円)
うち2,000百万円(2,000百万円)

背景・目的

- ① 廃棄物処理分野からのGHG排出量は我が国全体の排出量の約3%を占めており、平成27年12月に採択されたパリ協定を踏まえ、廃棄物処理分野のさらなる低炭素化が求められている。「低炭素」「循環」「自然共生」の統合的達成を実現することの重要性については、第4次環境基本計画及び第3次循環基本計画に記載されているとおりである。
- ② 廃棄物処理施設は、社会に必要な施設であるにもかかわらず、一般的に迷惑施設として認識され、設置等が容易に進まない場合が多い。廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理施設の整備促進等による処理体制の確保を図る必要がある。
- ③ また、従来は有価物(燃料チップ・堆肥・敷材等)として流通していたもの(パーク(樹皮)等)が東日本大震災以降、原子力発電所の事故による放射性物質による汚染によりその流れが止まり、廃棄物として適正に処理する必要が生じるなど、新たな課題への解決も求められているところ。
- ④ 本事業ではCO2排出削減及び適正な循環的な利用をさらに推進する観点から、廃棄物処理業者及び地方公共団体等による低炭素型の廃棄物処理事業(例:廃棄物処理に伴って発生した熱を農業や漁業等の地域産業に有効活用する事業等)について、事業計画策定から設備導入までを包括的に支援し、①～③の課題の解決を目的とする。

事業概要

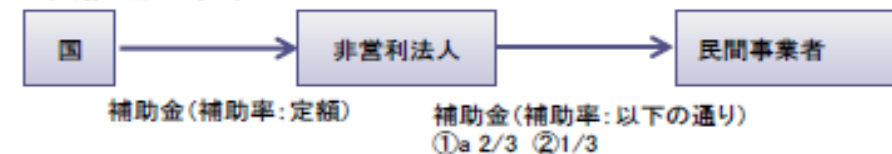
- ① 事業計画策定支援
 - a 廃棄物由来エネルギー(電気・熱・燃料)を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を支援
 - b 東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響により放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物由来エネルギーを有効利用する事業に係る事業計画の策定を支援
- ② 低炭素型設備等導入支援
 - a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置
 - b 廃棄物由来燃料製造施設(油化・メタン化・RPF化等)
 - c 廃棄物処理施設の省エネ化及び廃棄物収集運搬車の低燃費化
 - d 廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の設置

期待される効果

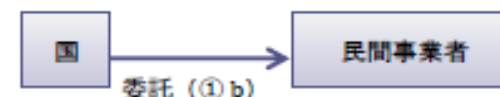
- ・廃棄物処理業における低炭素化を通じた地域の温暖化対策の推進(年間11,700トンの二酸化炭素排出量を削減)
- ・廃棄物エネルギー利用や地域資源循環を通じた地域活性化
- ・国レベルでは達成出来ない地域資源を活かした資源循環と低炭素化の同時深掘り

事業スキーム

<間接補助事業>



<委託事業>



事業期間: H28年度～H32年度

公募中 5/8～6/7
廃棄物・3R研究財団

事業イメージ

○廃棄物処理業者による事業





低炭素型廃棄物処理・リサイクル設備導入の支援 (うち省CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業)

平成30年度予算(案)
3,500百万円(3,500百万円)
うち1,500百万円(1,500百万円)

背景・目的

- 再生可能エネルギー設備等の地球温暖化対策に資する低炭素製品については、急速に導入が進んでおり、リユース・リサイクル段階での省CO₂化を早期に推進する必要が生じている。
- また、平成29年12月末から中国が行うプラスチックの輸入規制により、早急に国内での資源循環体制を確保する必要があり、高効率で温暖化対策にも資する設備の導入を推進する必要がある。
- 低炭素製品等に係るリユース、リサイクルについての「省CO₂型リサイクル等設備技術実証事業」等により実証された技術・システムやプラスチックの高度なリサイクルが可能なものを中心に、エネルギー消費の少ない省CO₂型の設備導入を進めることにより、低炭素化と資源循環の統合的実現を目指す。

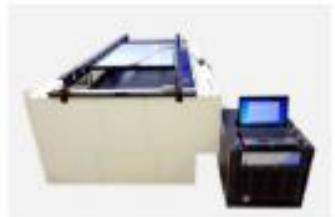
(低炭素製品の例：太陽光パネル、炭素繊維強化プラスチック、次世代自動車、リチウムイオン電池等の各種電池、省エネ家電等用磁石、LED等)

事業概要

公募中 5/8～7/6 廃棄物・3R研究財団

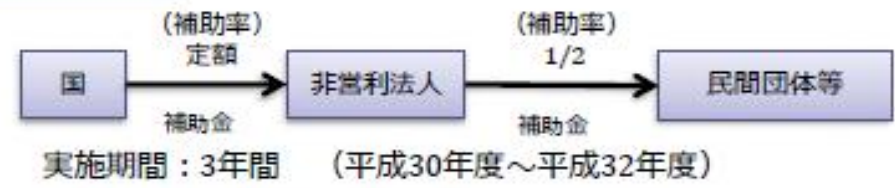
- 低炭素製品等に係るリユース・リサイクルのための省CO₂型の設備導入費用及び省CO₂型のリサイクル高度化設備の導入費用について、1/2を上限に補助。

(例：太陽光パネルリサイクル設備、太陽光パネルリユース診断設備、炭素繊維強化プラスチックリサイクル設備、樹脂の高度なリサイクルに資する異物除去、洗浄および原料化設備等)



洗浄されたフレーク

事業スキーム



期待される効果

- ・設備導入によるリユース・リサイクル段階でのCO₂削減の推進 (平成32年度76,000tCO₂/年の削減効果)
- ・環境技術・システムの高度化による循環産業の競争力強化



事業目的・概要等

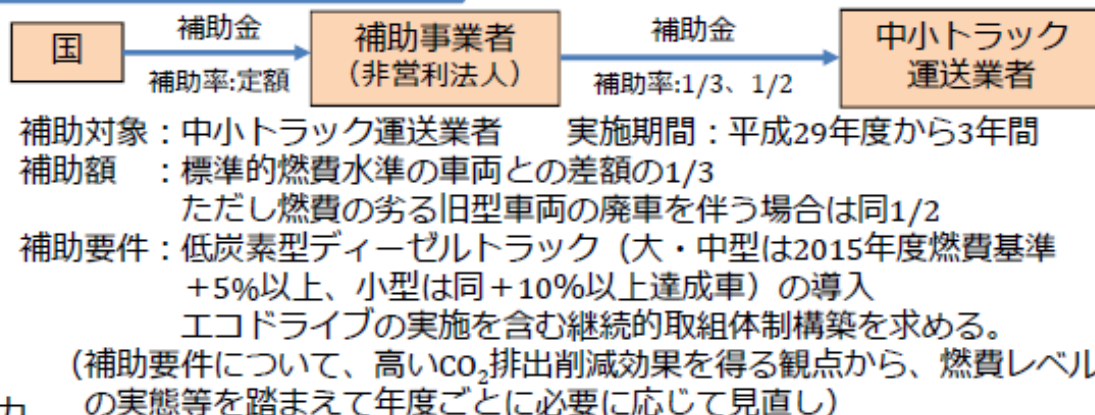
背景・目的

- トラックは運輸部門CO₂排出量の約3割を占めるが、排出負荷が高い一方で、性能の特性から乗用車に比べ次世代型車両の大量普及が困難で、当面、保有車の9割程度をディーゼル車が占める。
- 平成26～28年度の中小トラック運送業者向け低炭素化推進事業では燃費の劣る旧型車両の代替促進を図った（26～28年度補助実績10,355台）。今後は更新需要をトップクラスの燃費レベルに誘導し、保有車の燃費水準向上を図る。

事業概要

走行距離が長く運搬効率の高い運送業者で、資力の乏しい中小業者を対象に、低炭素型ディーゼルトラックの導入を集中的に支援し、トラック保有車中の低炭素型ディーゼルトラックの比率を平成31年度末11%※以上とする。（※28年度末5.4%）

事業概要・事業スキーム



期待される効果

- ディーゼルトラック販売車に占める低炭素型車両の比率向上（平成31年度の比率39%※以上）※平成28年度末30.4%
- 燃費改善の取組体制構築により、全ての保有車について継続的な燃費改善に取り組む経営への転換を図る。

各種推進施策による次世代型車両の普及拡大を図っても、2030年時点でトラック保有車の約9割をディーゼル車が占めると見られる。
⇒ ディーゼル保有車の燃費水準の改善が必要

年度	トラック販売比率		トラック中ディーゼル車保有比率
	次世代車	ディーゼル車	
2012年	0.3%	99.7%	99.8%
2020年	8.2%	91.8%	96.8%
2030年	16.6%	83.4%	88.6%

※次世代型車両：ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車、天然ガス車（平成27年度自動車由来CO₂排出量削減方策検討調査の試算）

運輸部門CO₂削減目標
（温暖化対策計画案）
2013→30年 27.6%減

排出量の約2割は営業用トラック由来
台数の約9割はディーゼルトラック

【燃費規制】

2015年度燃費基準以降の新基準は未策定。新基準策定後も目標年度までは現行基準適合車が販売可。

現行の燃費規制に加えて、燃費水準がトップクラスの車両の普及促進施策により、燃費水準の改善が必要。

H28 新規登録車 (普通車) に占める 比率%	2015年度燃費基準		
	+5% 達成以下	+5~ 10% 達成車	+10% 以上 達成車
小型	56.6	14.7	28.8
中型	91.4	8.4	0.1
大型	46.0	54.0	0.0

トップクラス燃費水準への移行促進
（28年度保有車中5.4%→31年度11%以上）

事業用トラックの各燃費水準の車両比率(%)
（H29年1～3月新規登録車両情報より）



事業目的・概要等

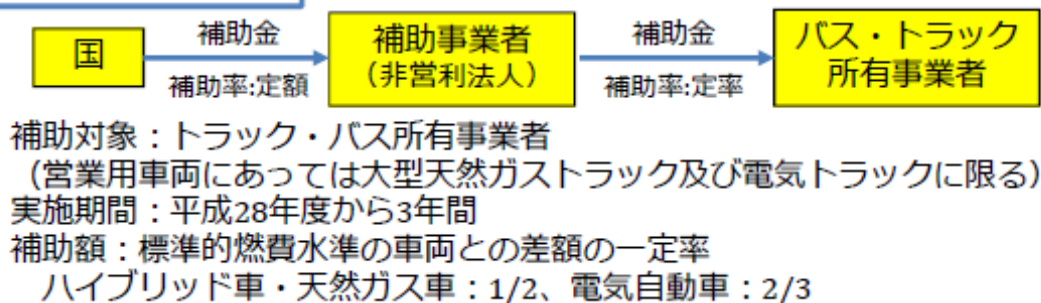
背景・目的

- 運輸部門CO2排出量の3割を占めるトラック・バス由来CO2の削減のため、将来的な温暖化対策目標の達成に不可欠となる先進環境対応トラック・バスの大量普及が必要。
- トラック・バスの各クラスにおいて最も燃費性能のよい先進環境対応車の普及初期の導入加速を支援。

事業概要

- 燃費基準をさらに一定程度上回る先端的な燃費の要件に適合した車種の導入を支援。
- 波及効果も含め、先進環境対応トラック・バスの販売台数を2020年に年62千台（総販売台数の8%）まで増加を図る。

事業スキーム



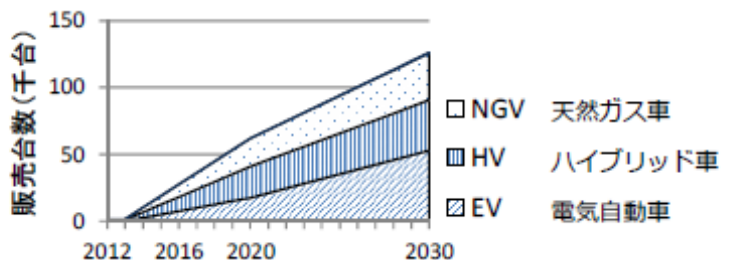
期待される効果

- 先進環境対応トラック・バス（HV、EV、CNG）の導入加速（32年度の新車販売中の比率約8%）
- 製造技術の改善や国際展開に資する。

2030年度に2013年度比26%の温室効果ガス削減を達成するためには、自動車分野において、様々な普及施策により、環境対応トラック・バス（EV、HV、CNG等天然ガス車）について下表のとおり大幅な導入増加が必要。

販売台数（千台）	EV	HV	天然ガス車
2012年	0	1.1	0.5
2020年	17.4	23.6	20.9
2030年	52.8	37.8	35.2

（平成27年度自動車由来CO2排出量削減方策検討調査の試算）



先進環境対応トラック・バスの種類

基本的にゼロエミッション車を含む、エコカー減税の最も厳しい要件と整合する種類・モデルとする。

	対象とする車両の環境性能*	30年度時点で想定されるもの	
		トラック	バス
大型	最新の燃費基準+10%程度以上	高速走行CNG	EV、HV、CNG
中型	同10%程度以上	HV	PHV、EV
小型	同15%程度以上	HV、EV	EV

*燃費基準が定義されないものについては、単位走行量あたりCO2排出量により判断。



大型CNGトラック



EVバス

先進環境対応車の普及の各段階

基礎研究・基礎的技術開発

技術開発・実証

普及初期の先進環境対応車導入補助

本格普及期の先進環境対応車導入補助

本事業はこの段階を支援



背景・目的

- ① 産業部門及び民生（業務）部門においては、昭和47年に製造中止されたPCBを使用する電気製品や電気工作物を未だ使用し続けている事業者が相当数存在する。
- ② このような電気製品等の典型的な例が、照明器具や受電設備（変圧器（トランス）、コンデンサ等）である。
- ③ このような極めて古い電機製品等は、同種の低炭素型製品と比較すると、消費電力の点から大変非効率なものであり、これを交換・適正処理することで、大幅なCO2削減効果が見込まれる。
- ④ 当該電気製品等はPCBを使用するものであることから、期限内に使用を終了してPCB廃棄物として適正に処理する必要があるが、処理費用に加えて買い替え費用が必要となり、PCB廃棄物の期限内処理の障害となっている。
- ⑤ 本事業ではCO2排出削減及びPCB早期処理のコベネフィットを達成するため、使用期間が40年程度の極めて古い使用中のPCB使用照明器具のうち、低炭素型のものへの交換による効果が著しく高いものの交換を支援することにより、その廃棄物の期限内の早期処理を確実なものとすることで、上記課題の解決を目的とする。

事業概要

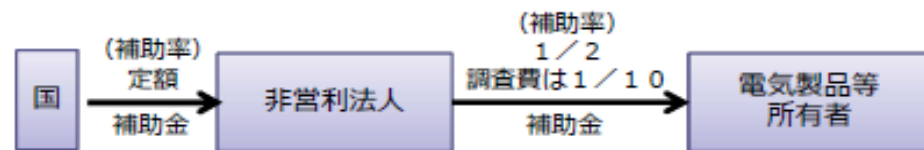
昭和47年以前に製造された使用中のPCB使用照明器具を一定以上のCO2削減効果のある低炭素型製品（LED一体型器具）の交換に関し、これにより生じるPCB廃棄物の早期処理が確実な場合に限り、照明器具のPCB使用の有無に係る調査費、低炭素型製品の導入及び設置に係る費用の一部を支援。



※ 使用中のPCB使用照明器具数は104,248個（平成28年3月現在）

事業スキーム

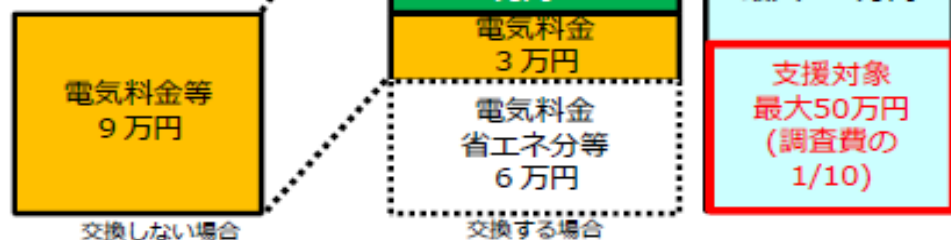
事業期間：平成29年度～平成31年度（3ヶ年）



事業イメージ

照明器具の10年間使用時のコスト比較（照明器具1灯当たり）

（注）中小企業者が処分料金の70%を助成された際の自己負担分



- PCB使用照明器具を特定するためには、PCBを使用している蓋然性の高い照明器具にPCBが使用されているか、調査を行わなければならない。
- 照明器具を交換する場合、低炭素型製品の導入費用に加え、廃棄すべき器具の中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）への処分費用等が必要であり、これらの費用を電気料金の削減効果で賄うには、照明器具の推奨交換期間10年を大きく超えた使用年月が必要なため、その交換が進んでいない。
- JESCOのPCB使用安定器の処理は、全国2箇所において、当初想定した処理対象エリアを平成27年から拡大して行うこととなったため、処理期限達成のためには、可能な限り早期にPCB使用安定器の処理を行う必要がある。
- このため、低炭素型製品の調査、購入及び設置費用の一部を補助し、交換・廃棄等に必要となる費用を概ね10年分の電気代削減効果で賄えるようにするとともに、PCB使用安定器の早期処理を加速化するため、平成29年度から3年間限定で集中的に本事業を行うこととする。

期待される効果

- ・ PCB廃棄物の処理に伴う低炭素化を通じた温暖化対策の推進（10年間で約73,000トンのCO2排出量を削減）
- ・ PCB廃棄物の期限内早期処理とCO2削減の同時達成

おわりに

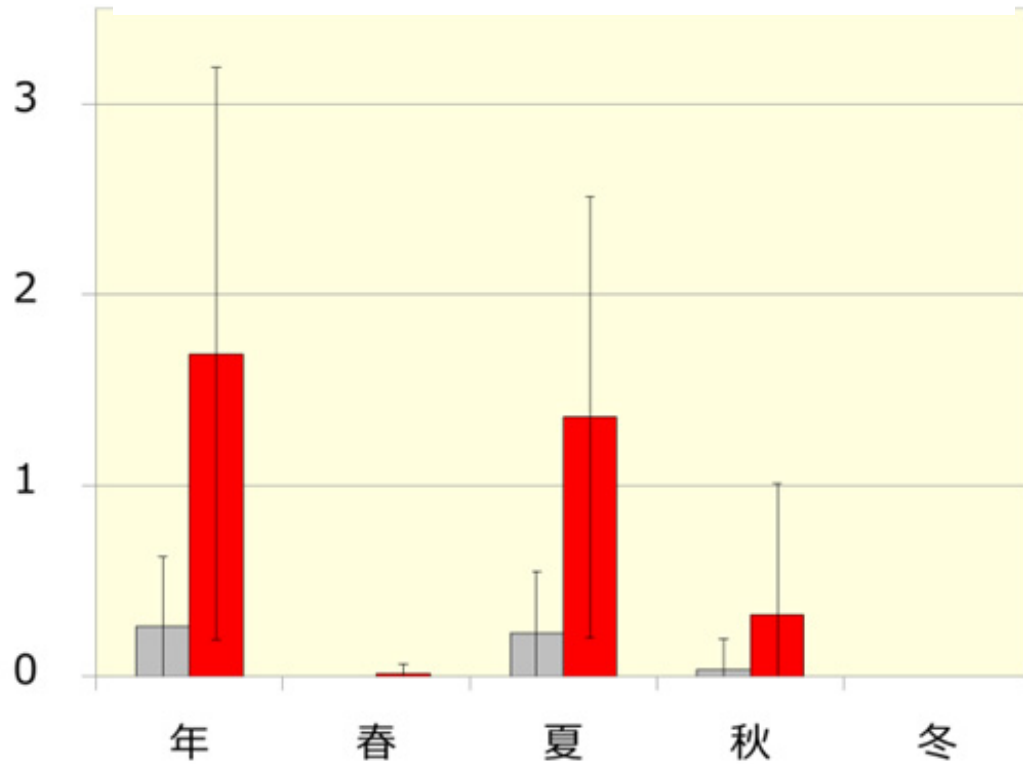
- 昨年7月末の豪雨災害では、災害廃棄物の処理に多大な御協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。
- 本県では、過去10年間で豪雨による大規模な災害が複数発生しています。

H23.6.23～24	日降水量(6/24)	矢島	183ミリ
H25.8.9	日最大1時間降水量	松木内	81ミリ
H29.7.22～23	同上	横手	68.5ミリ
H30.5.18	同上	男鹿真山	46ミリ

出典 秋田地方気象台ホームページ

- 気候変動は確実に進行しており、本県でも将来、「非常に激しい雨」の発生頻度は増加すると予測されています。

(回) 1時間降水量50mm以上の10地点あたりの
年・季節別発生回数の変化(秋田県)



気象庁によるシミュレーション結果

IPCC温室効果ガス排出シナリオ(SRES A1B)に基づき気象庁の気候予測モデルで将来気候(2076-2095年平均)と現在気候(1980~1999年平均)を計算。



「非常に激しい雨」の頻度が夏から秋にかけて明確な増加が見られます。
年頻度も明確に増加が見られます。

出典 東北地方の気象の変化(仙台管区气象台)

○ 循環型社会の推進、豪雨災害等の減災に向け、今後とも御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

ご清聴
ありがとうございました

秋田県環境美化マスコット
クリンちゃん

